

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 6 月 26 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 7 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・川畑 各委員 （酒井（隆行）副委員長欠席）		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○(建設) 近藤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業について、第 1 回定例会の当委員会で報告した以降の進捗状況について、報告いたします。

第 1 回定例会の当委員会で報告したように、延長約 1.7 キロメートルの忍路トンネルを含む新国道 5 号全体の事業延長、約 3.5 キロメートルにつきましては、平成 30 年 3 月 17 日に開通いたしております。

次に、平成 30 年度の工事状況でございますが、資料の図面をごらんください。図面の左側の緑色で表記している箇所において、国道関連の土工、緑化、排水工、舗装工などを実施すると聞いてございます。また、図面の青色で表記している箇所において、旧国道 5 号の旧忍路トンネルの閉塞など、旧道処理を実施すると聞いてございます。

なお、塩谷から桃内地区を結ぶ塩谷防災事業の工事につきましては、改良工、舗装工、トンネル工、橋梁工を実施すると聞いてございます。

開通時期につきましては、現在、鋭意事業が進められておりますが、現段階では未定であり、北海道開発局が平成 30 年 4 月に公表した直轄事業の事業計画では、開通時期については完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定とされているところでございます。

○委員長

「平成 30 年度既存借上住宅制度にかかる事業者募集について」

○(建設) 大門主幹

平成 30 年度既存借上住宅制度にかかる事業者募集について説明いたします。

この制度は子育て世代を対象に、より少ない負担で利便性の高い町なかに住居できるよう、民間業者が所有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市が借り上げ、低廉な家賃で供給することを目的に、平成 29 年度から開始して、今年度が 2 年目になるものです。

今年度事業の実施に当たっては、4 月 2 日から事業者募集をして、募集に当たっては、広報おたる、市ホームページ、新聞での周知及び関係する団体への説明等で事業 PR を実施してきました。これまで 5 件の問い合わせがありました。募集エリア、応募戸数を満たしていなかったために、応募には至りませんでした。

当初、事業者募集は 6 月 1 日の金曜日で締め切る予定でしたが、応募者がゼロ件であったために、7 月 2 日の月曜日まで、期限を 1 カ月間延長いたしまして、引き続き現在も募集を続けているところでございます。

○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画の策定の進捗状況について」

○(建設) 角澤主幹

平成 30 年度の小樽市地域公共交通網形成計画の策定の進捗状況について報告いたします。

小樽市地域公共交通網形成計画の策定に当たりましては、まず小樽市内の公共交通、特に市内路線バスの現状や、問題点を把握し、地域ごとの課題の整理を行うことを目的としたアンケート調査を実施することから、他都市やバス事業者等へのヒアリングを行うとともに、国の指導を受けながら、調査項目や実施方法等の検討を進めてまいりました。本年 5 月には、計画策定のための調査業務に対する国の補助金が交付決定され、また今月には調査業務を一部委託するための業者が決定いたしました。アンケートの実施に当たりましては、無作為抽出による「公共交通のニーズ把握調査」や、実際に路線バスに調査員が乗り込む「市内を運行する路線バスの利用実態調査」、直接学校や企業に対してお願いし実施する「学生や通勤者の利用実態調査」を行う予定としております。

また、調査票の内容等につきましては、小樽市地域公共交通活性化協議会の下部組織であります分科会でお示しし、確定の上、7 月中旬から調査を開始する予定としておりますので、調査票の内容等が確定いたしましたら委員の皆様改めて説明したいと考えております。

○委員長

「平成 30 年度地籍調査事業の延期について」

○（建設）用地管理課長

平成 30 年度地籍事業の延期について報告いたします。

最初に資料 1 をごらんください。この地籍調査事業は、国土調査法に基づき市町村が主体となって実施され、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止、土地の有効活用の促進、登記手続の簡素化・費用縮減が図られ、行政にとっては公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化を目的として行うものです。

これまでの経過についてですが、平成 24 年度から国による都市部官民境界基本調査が住吉町、住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目などを対象に実施されました。本市においては、その成果をもとに、平成 26 年度から筆界案作成、筆界仮杭設置、現地立会といった一連の地籍調査事業を実施している状況であります。

次に、地籍調査事業の流れについて説明いたします。別紙 1 の地籍調査事業概要図をごらんください。最初に、右側の流れ「①都市部官民基本調査」とは、国が実施した事業で、左側の図で緑色の A、B、C、D を結ぶ青線で表示している仮の官民境界ラインを設定するものであります。

次に、右側の流れ「②筆界案作成」ですが、左側の図で説明いたしますと、灰色の部分の 1-1 のように、既存の境界石を基本に一筆の土地の範囲を示す境界の案を青線の内側に作成していきます。ここで右下の凡例にあります十字のマークが既存の境界石でございます。6 分割されていて、筆ごとに登記されていると仮定しております。

次に流れの「③官民境界等の検証」を行います。内容として、市で青線の内側に 6 分割された土地の調査を行い、一辺の長さや筆界の形状の確認を行った結果、赤い破線のように全体的に左側にずれが生じる可能性もあります。その場合、1 カ所の街区の修正ではなく、道路幅員に影響が生じることから、全体的に修正しなければならないこととなります。

次に流れの「④筆界仮杭設置」の説明を行います。左図では灰色で塗り潰している 1-1 の土地となり、緑色の A、オレンジ色の E、F、G の筆界点に筆界仮杭を設置いたします。

次に流れの「⑤現地立会」を行い、その後、地籍簿及び地籍図、法務局送付に必要な書類作成を終了させ、流れの「⑥成果の閲覧・認証手続等」を経て、流れの「⑦法務局」へ送付するという事業の流れとなっております。

資料 1 に戻りまして、現状について説明いたします。別紙 2 をまた見てほしいのですが、小樽市地籍調査事業計画区域図をごらんください。水色の部分が住吉町地区になります。現在も地権者との協議を継続しており、協議終了後に法務局へ送付する予定であります。別紙 1 の流れで言いますと、⑤、⑥、⑦の工程が残っている状況であります。

また今年度の地籍調査事業は、オレンジ色の住ノ江 1 丁目及び若松 1 丁目地区の筆界仮杭設置及び土地所有者との現地立会を予定してございました。別紙 1 の流れで言いますと、④と⑤の部分に該当します。

続きまして、資料 1 に戻りまして、5 番目にあります「延期とする理由」をごらんください。小樽測量設計協会より都市部官民境界基本調査成果での官民境界については、筆界案を入れた再評価の必要があるとの要望が出されました。市といたしましても、筆界案作成にあわせて官民境界の再検証をすることが必要と考え、またその作業に一定の時間を要すこと、その作業後に業務を継続した場合、仮杭設置及び土地所有者との現地立会が降雪期前までに終わらせることは困難となることから、延期と判断いたしました。

6 番目の「今後の予定」ですが、住吉町地区において、スケジュールがおくれています、1 人でも多く立会確認を得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、住ノ江 1 丁目及び若松 1 丁目地区においては、官民境界等を検証するに当たり、部内で検討チームを立ち上げ、筆界案及び官民境界の検証を行います。

最後に 7 番目の、「平成 30 年度事業費について」ですが、予算額は 1,092 万 8,000 円でしたが、一部執行済みである 2 万 800 円を除く 1,090 万 7,200 円が減額補正予定額となります。

○委員長

「平成 29 年度地域総合除雪の検証について」

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 29 年度地域総合除雪の検証について、お配りしております資料に沿って説明いたします。

この説明を含めて、本日は除排雪に関する検証等、3 件について説明を予定しておりますが、いずれの資料も昨年度までの除排雪作業について検証し、問題点や今後の方向性について説明するもので、今年度実施する施策の有無や制度変更の有無について、今回まとめることができなかったこともあわせて報告させていただきます。

今後におきましては、これまでの議会議論にありましたように、なるべく早く今年度の除排雪計画などを取りまとめ、示していきたいと考えております。

それでは、資料の説明になります。内容といたしましては、平成 27 年度以降、新たに取り組んだ施策の 29 年度の検証概要でございます。最初に「1 ガタガタ路面の解消」につきましては、本施策はパトロール等で路面状況を確認し、がたがた路面の発生が予想されるとき、速やかに路面整正作業を行うもので、27 年度から実施しております。

(1) 出動回数を示しておりますが、平成 29 年度は平均で 7 回出動しており、本施策実施前の 26 年度に比べ 4 回の増、28 年度に比べ 1 回の減となっております。また、この 1 回の減は路面整正に伴う出動分のことで、新雪除雪を加えますと 28 年度、29 年度、ともに 27 回出動しており、実質差はなかったものと考えております。なお、がたがた路面の発生について、気象状況が主要因と考えておりますが、現状で発生のメカニズムについて完全に把握し切れていないため、今後データを蓄積するのとともに、分析を進めてまいりたいと考えております。

また(2)に示しております、バス事業者からは、乗客に対する安全確保や車両の破損防止の観点から、本施策の継続を要望されております。これらのことから、本施策により除雪車の出動回数は増加し、おおむね効果があらわれているものと考えておりますが、完全にがたがた路面が解消されたことでもないため、引き続き本施策を継続するとともに、現地確認や出動基準の検討などの改善を図る必要があると考えております。

次に、「2 除雪第 2 種路線の出動基準の見直し」についてですが、本施策は除雪第 2 種路線の除雪車の出動基準を 15 センチメートル以上から 10 センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に見直したもので、平成 27 年度から実施しております。(1)で出動回数を示しておりますが、29 年度は平均で 20 回出動しており、本施策実施前の 26 年度に比べ、7 回の増、28 年度に比べ 3 回の増となっております。この施策については、除雪車の出動基準を除雪第 1 種路線並みとしたことで、除雪第 1 種路線やロードヒーティングの段差が解消されたことなどから、おおむね効果があったものと考えております。

次に「3 除雪第 3 種路線における出動基準の見直し」の試行についてですが、本施策はこれまで圧雪管理としていた除雪第 3 種路線について、15 センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に作業を行うもので、平成 28 年

度から試行し、29 年度には路線数を 28 年度の 60 路線から 163 路線に拡大しています。

(1) で出動路線数を示しております。施行路線数 163 路線のうち 124 路線で想定した出動回数を上回っております。本施策で除雪が入ることで、がたがた路面やわだちが解消されるなど、道路状況の改善が見られたことなどから、おおむね効果があったものと考えております。

次の「4 主要交差点等の雪山処理の強化」についてですが、本施策は、バス路線などの主要交差点での見通しの確保のため、局部排雪作業を強化するもので、平成 28 年度から実施し、29 年度には、28 年度の 36 カ所を見直すのと同時に、観光、医療、福祉施設周辺などを対象に加え、50 カ所に拡大しております。本施策は、交差点の見通し確保につながり、バス事業者からは効果的であるとの意見があったことから、おおむね効果があったものと考えております。

(1) 雪山処理の実施回数ですが、排雪時とその前後に各 1 回合わせて、計 3 回実施することを想定しておりますが、昨年度は 11 月に根雪になるなど、シーズン前半から中盤にかけての降雪量が多く、1 月の早い時期から排雪作業を実施したことや、その後の降雪が比較的少なかったことなどから、同一箇所でも 3 回実施したのは 1 カ所のみで、2 回実施が 10 カ所、1 回の実施が 35 カ所、未実施が 4 カ所でありました。

(2) にバス事業者からこの施策について伺った内容を示しております。今後においては、作業時期や箇所について検討を進め、本制度の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に「5 雪堆積場の増設」についてですが、平成 28 年度に塩谷中学校跡地を雪堆積場として開設しております。お手元の資料 2 ページから 3 ページにわたって記載しております。

3 ページの (1) で雪堆積場の概要を示しております。旧塩谷中学校跡地の雪堆積場は 1 月 21 日から 3 月 12 日の間、開設しており、使用面積は約 2 万平方メートル、地域総合除雪業務で排雪した雪のみを堆積しました。

(2) の雪堆積量ですが、29 年度の実績は 1 万 162 立方メートルで、想定最大堆積量 3 万 5,000 立方メートルの約 3 割でありました。

(3) で、本雪堆積場の経費等を示しております。本雪堆積場の増設により、蘭島・塩谷地区の排雪において、これまで運送していた雪堆積場に比べ、距離が短くなり 110 万円低減でき、間接的な効果として貸出ダンプにおいて、27 年度まで使用不可としていた建設事業課敷地内の雪堆積場を使用したことで、運搬距離が短くなり、30 万円低減でき、これらを合わせると 140 万円の低減効果があらわれました。費用の低減のほかに、本雪堆積場は蘭島・塩谷地区の貴重な雪堆積場であることから、今後も可能な限り使用を継続してまいりたいと考えております。

次に「6 除雪拠点の増設」についてですが、この施策は、平成 27 年度に旧第 2、第 3 ステーションの担当区域を第 2、第 3、第 7 ステーションの担当区域に再編し、市内の除雪ステーションを 6 から 7 ステーション体制に変更したものであります。

(1) の市民の声では、担当区域の変更になった第 2、第 3、第 7 ステーションに寄せられた市民の声の件数が、増設前の過去 5 年平均 1,621 件に対し、29 年度が 1,071 件に減少しており、これらの件数は全体に占める割合も増設前の過去 5 年平均 49%に対し 42%に減少しました。

(2) で除雪主要機械の台数ですが、増設前の 26 年度に比べると、いずれの機械も増加しており、合計で 11 台増加しております。これらのことや、除雪拠点の増設により、区域がコンパクトになり、道路パトロールが行き届くようになったことなどから、これらの区域の除雪体制の強化につながったものと考えております。

次に「7 観光に配慮した排雪」についてですが、この施策は、小樽駅前から運河にかけての主要 4 路線について、排雪作業に関する一連の手順とは別に、イベントや景観上の観点から観光に配慮した排雪作業を実施するもので、平成 29 年度から新規に実施しております。29 年度は「小樽雪あかりの路」の開催前の 2 月 4 日、5 日で対象 4 路線の排雪作業を行うのと同時に、雪あかりの路実行委員会との協議により、図 2 に示しています対象路線外の 2 路線についても同時期に排雪作業を実施しております。

この施策につきましては、多くの市民や観光客等が集中するイベントにあわせて排雪を実施したことにより、交通安全や景観を確保することができ、おおむね効果があったものと考えております。なお、本施策で排雪を行った箇所について、小樽雪あかりの路の開催時に問題がなかったことも産業港湾部観光振興室から確認しています。これらのことから、本施策については、今後も継続していきたいと考えております。

次の「8 除雪第 3 種路線における歩行空間の確保」の試行についてですが、この施策は、除雪第 3 種路線のうち、車両通行を確保するための除雪作業が困難な路線について、歩行空間を確保するもので、平成 29 年度から新規に対象 11 路線で実施しております。実施後の沿道住民からの聞き取りでは、回答者の多くが歩行空間の確保を認識しており、本施策の継続を望んでいることから、おおむね効果があったものと考えられる一方で、本施策の着手時期を降雪の有無ではなく、車両通行の有無としたことから、作業開始時期が 1 月以降になったことなどから、開始時期などに関する課題等も沿道住民から聞き取っており、今後については、これらの課題を参考に適正な作業開始時期や出勤基準について検討を進めていきたいと考えております。

最後になりますが、下段に参考資料として、平成 29 年度の冬期間の気象概況について記載しております。冬期間の気象状況としましては、累計降雪量が 564 センチメートルで過去 5 年平均とほぼ同量でありましたが、根雪になるのが早く、期間中の平均気温も低かったことから、期間中の大部分で積雪が存在し、積雪量が少なかった 27、28 年度に比べ、おおむね期間中の積雪深が大きい状況が続いており、特に 1 月中旬から 2 月末にかけては、地域総合除雪貸出ダンプなどの除排雪作業の最盛期とも重なっております。

○委員長

「地域総合除雪業務の除排雪作業の状況について」

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪業務の除排雪作業の状況について報告いたします。

地域総合除雪業務は、平成 27 年度に除雪拠点を増設し、7 ステーション体制としてから 3 シーズンを経過し、一定程度現体制での作業が市民の皆様に浸透したと考えられることから、地域総合除雪業務の主作業である除排雪作業に関するステーション別の 29 年度の作業状況等についてお配りしております資料に沿って説明いたします。なお、各詳細については後ろのページで説明しますが、まずまとめとしましては、黒地で囲っている部分に記載しております。

内容といたしましては、除雪拠点の増設前後で、除雪に関しては市民の声の除雪依頼の件数が減少しているものの、平成 29 年度の除雪作業は除雪第 2 種路線での作業のおくれが目立ち、特に路線延長が長い第 1 ステーションでのおくれが顕著でありました。また、排雪では市民の声の排雪依頼が全体的に増加しており、29 年度の排雪作業は特に排雪路線延長が長い第 2、第 6 ステーションで排雪依頼の件数が多く、排雪協議成立後から作業完了までの期間を要した状況でありました。

具体的には、除雪作業において除雪第 1 種路線での作業は大半が規定時間内である午前 7 時まで完了している一方、除雪第 2 種路線では全体的に作業のおくれが目立ち、特に路線延長が長い第 1 ステーションではおくれが目立ちました。

内容といたしましては、未完了の割合が 6 割で、そのうち第 1 ステーションで 1 時間以上超過したのが約 5 割でありました。また、排雪作業においては、排雪路線延長が長い第 2、第 6 ステーションで排雪依頼件数が多く、排雪協議成立後から終了までの期間が長く、協議成立後から作業終了まで 2 週間を超えた路線が 2 割程度ありました。

中段の表 1 には、ステーション別の除雪第 1 種路線、第 2 種路線、及び排雪路線延長を示しております。その下の「1 市民の声について」ですが、右の図 1 をごらんください。折れ線グラフで示しているのは、平成 24 年度以降の累計降雪量で、棒グラフは市民の声の件数を示しており、一番下の黒色で塗り潰しているのが除雪依頼、そこから上に順に除雪後の苦情、排雪依頼、その他で、上段の数字のみ示しているのが総数であります。

除雪拠点増設後の 3 カ年の市民の声の総数は、各年度で気象状況等が異なるものの、増設前の 3 カ年よりも減少しており、平成 29 年度は 2,535 件で、増設前 3 カ年平均の約 7 割でありました。項目別では、除雪拠点増設後、全体的に除雪依頼件数が減少している一方、排雪依頼については増加しています。市民の声のみで除雪作業の全てを評価することには限界がありますが、さらなる除排雪の改善に向けてデータの蓄積及び分析を進めてまいります。

次に「2 除雪作業について」ですが、まず「除雪第 1 種路線の特徴」を黒字に白抜き文字で記載しております。除雪第 1 種路線の作業状況は、全体では 9 割以上が規定時間内に完了しており、ステーション別でもおおむね 9 割が規定時間内に作業を完了しております。中段の表 2 ですが、ここには除雪第 1 種路線で出動した除雪機械の台数、規定時間内に未完了の台数、さらにそれを 1 時間未満のものと 1 時間以上超過したものに分類しております。なお、この表には朝方の降雪のため、急遽出動した除雪車の台数は含めておりません。

下の図 2 ですが、除雪第 1 種路線の各ステーションの担当延長別の割合を円グラフにしております。図 3 では、表 2 の内容をグラフに示しており、図 4 では過去 3 年の規定時間内の完了、未完了の割合をグラフで示しています。

次に「除雪第 2 種路線の特徴」ですが、全体で約 5 割が規定時間を超過しており、そのうち 3 割が 1 時間以上超過していました。また、ステーション別では担当する路線延長が長い第 1 ステーションで超過しているのが約 6 割、そのうち 5 割が 1 時間以上超過しており、他のステーションではおおむね規定時間内に完了している第 2 ステーション以外では規定時間を超過している割合が大きく、特に 1 時間以上超過している割合が 2 から 3 割でありました。なお、下段の表の図については、除雪第 1 種路線と同様の表現をしているため説明は割愛させていただきます。

次のページにお進みください。最後に「3 排雪作業について」ですが、平成 29 年度の排雪作業について担当する排雪路線延長が比較的長い、第 2、第 6 ステーションで排雪依頼の件数が多く、作業のおくれも目立っております。中段の表 4 には、ステーション別の協議成立後から作業完了までを期間ごとの箇所数とその割合で示しております。図 8 の排雪延長の割合が大きく、第 2、第 6 ステーションで、表 4 の作業完了まで 3 週間以内の件数や、割合が多くなっております。図 9 には市民の声の排雪依頼の件数のステーション別の割合を示しておりますが、これについても排雪延長が長い第 2、第 6 ステーションの割合が大きくなっています。

表 4 の件数を図 10 に、割合を図 11 に、それぞれグラフで示しており、これらの図からも担当する排雪路線延長が長い第 2、第 6 ステーションの排雪完了までに時間を要していることを示しております。

○委員長

「雪堆積場の現状について」

○（建設）雪対策第 1 課長

雪堆積場の現状について、市が開設している雪堆積場の現状についてお配りしております資料に沿って説明いたします。なお、資料の 4 ページに参考資料として、平成 29 年度に開設した雪堆積場の位置を示しておりますので、あわせて確認願います。

市の雪堆積場では、地域総合除雪のほか、貸出ダンプ、市民、他の道路管理者が排雪した雪の処理を行っており、29 年度では市内 12 カ所で開設しています。

最初に「1 総受入量について」ですが、29 年度に市が開設した雪堆積場の 24 年度から 29 年度の各雪堆積場における最大受け入れ量、約 290 万立方メートルをもって最大受け入れ可能量と想定しております。なお、この最大受け入れ可能量の内訳につきましては、4 ページに参考資料としてまとめております。

表 1 の各年度の受け入れ量の計を見ていただくと、24 年度以降、これを上回る搬出量の年があることや、図 2 に示しております 24 年度に使用した雪堆積場のうち、約 40 万立方メートル分の雪堆積場が、29 年度までに使用しなくなっていることから、現時点で開設している雪堆積場についても、土地利用の変更などにより、将来使用できなくなることも考えられ、新規の雪堆積場の確保が必要であると考えております。

「2 市民からの受入について」まとめております。平成 29 年度の市民の雪堆積場は、表 2 に示している 5 カ所

であります。図 3 に示しているとおおり、24 年度以降、市民からの受け入れ量が多い都市には 180 万立方メートルを超え、毎年市が開設する雪堆積場の総受け入れ量の 6 から 7 割を占めており、中でも中央ふ頭基部雪処理場の受け入れ量が多く、市民からの受け入れ量の 7 から 8 割を占めております。この五つの雪堆積場のうち、住宅や店舗などが多く存在し、搬出量等が多いことが想定される中央地区には、中央ふ頭基部雪処理場しかなく、その他の雪堆積場では立地状況などにより、中央地区からの受け入れ先としては、不便であると考えられ、中央地区に中央ふ頭基部雪処理場を補完する雪堆積場の確保が必要であると考えております。

また平成 24 年度に使用していた市民の雪堆積場のうち、約 11 万立方メートル分の雪堆積場が 29 年度までに使用しなくなったことから、将来を見据えて中央地区以外にも市民の雪堆積場の増設が必要であると考えております。

最後になりますが、「3 中央ふ頭基部雪処理場について」ですが、資料の 2 ページから 3 ページにわたって記載しております。この雪処理場は、市が開設する雪堆積場の中で最大の受け入れ量であり、受け入れ量が多い年には 170 万立方メートルを超え、平成 24 年度以降、全雪堆積場の受け入れ量の 6 から 7 割を占め、搬出者別では市民からの受け入れ量が最も多く、7 から 8 割を占めている重要な雪処理場であり、処理量の増加や事故等で受け入れができない状況が発生した場合、市民生活に多大な影響を与えるおそれがあります。この雪処理場は雪を海上で処理しているため、雪にまざった砂なども投入され、毎年使用後にしゅんせつ作業を行わなければならない、また大雪や連続降雪などの際など、受け入れ量が増加したときなどは、3 ページの図 6 上段の写真のように、処理し切れない雪により、海上に雪山ができるなど、受け入れが困難な状況になることもあります。また図 6 下段の写真に示しておりますが、平成 30 年 2 月には、雪処理場の流雪防止柵が破損し、場外に雪の塊が流出する事態になり、港湾機能等に影響を与えかねない状況も生じたことなどから、今すぐに中央ふ頭基部雪処理場の使用を中止することは困難であります。負担を軽減するため陸上の雪堆積場の増設が必要であると考えております。特に搬出量が多い市民の雪堆積場の新設が喫緊の課題と考えております。

○委員長

「貸出ダンプ制度について」

○（建設）雪対策第 2 課長

貸出ダンプ制度について、平成 29 年度の利用状況等及び平成 30 年度の見直しの検討状況について、資料に沿って報告いたします。

まず資料 1 ページ、「1. 平成 29 年度の利用状況について」であります。「（1）平成 29 年度の利用状況」につきましては、実施期間は平成 30 年 1 月 13 日から 3 月 13 日まで、利用団体は延べ 375 団体で、昨年比 51 団体の減であります。排雪量は約 16 万立方メートルで、前年度とほぼ同量となっております。「（2）利用延べ団体数及び事業費」につきまして、図 1 に示しておりますように、平成 26 年度までは実線の折れ線グラフで示しておりますとおおり、事業費が年々増加し、平成 26 年度で 1 億 5,784 万円となっております。その後、平成 27 年度からは小雪の影響、平成 28 年度の制度の見直しとして、集合住宅の敷地内通路と雪堆積場の排雪を対象外としたことなどにより、実線の折れ線グラフで示しております事業費、点線の排雪量ともに減少と横ばい傾向で推移しております。また、平成 29 年度は、破線の折れ線グラフで示しております累積積雪深が 9,842 センチメートルと、前年度と比較し 1,197 センチメートルふえておりますが、点線の折れ線グラフで示しております排雪量が、約 16 万立方メートル、実線の折れ線グラフで示しております事業費は、平成 29 年度決算見込みで 7,080 万円と前年度と比較して排雪量、事業費ともに横ばいとなっております。

次に「2. 平成 29 年度の見直しについて」であります。「（1）平成 29 年度の変更点」につきましては、アとしまして、これまで利用団体の代理として積み込み業者でも申請書の提出を可としておりましたが、利用団体のみと限定いたしました。イとしまして、これまでは幅員が 8 メートル以上の道路の排雪幅については、事前に市と協議することとしておりましたが、排雪幅を 8 メートルまでといたしました。ウとしまして、排雪第 2 種路線の排雪

につきましては、貸出ダンプ制度の対象外といたしました。

(2) の平成 29 年度の作業の実施日数につきましては、表 1 の右側にありますように、1 回目、2 回目の合計で 1 日で終了したのが 312 団体で 83%、2 日間で終了したのが 49 団体で 13%、3 日間で終了したのが 14 団体で 4% となっております。1 日、2 日を合わせますと 96% となり、ほとんどが 2 日以内で作業を終えているということになっております。また、平成 28 年度の実施日数割合は 1 日が 84%、2 日が 13%、3 日が 3% となっており、実施日数割合においては前年度と比較し横ばいに推移しております。

「(3) 転回場の利用状況」につきましては、平成 28 年度から雪堆積場の排雪を対象外としましたが、積み込み機械の転回場が必要な場合は、1 申請で 1 カ所のみ使用を認めております。平成 29 年度の転回場の使用割合は、表 2 の下段にありますように、実施団体 375 団体のうち 183 団体で使用し、割合は 49%、前年の 46% と比較し、3% 増となっております。

次に「3. 平成 30 年度貸出ダンプ制度の見直しの検討について」であります。まず「(1) 転回場の作業範囲の基準を設ける」につきましては、積み込み機械の転回場が必要な場合は、1 申請で 1 カ所、転回場を認めておりますが、その広さにつきましては、必要な最小限度の範囲としか明記されておらず、一定の基準設定が必要と考えております。

次に「(2) 同一箇所での利用回数について」は、検討を継続いたします。

最後に、「(3) ダンプトラックの配車方法等について」は、ダンプトラックの有効活用を図るため、より効果的な配車方法の検討を継続いたします。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 9 号について」

○(建設) 雪対策第 2 課長

議案第 9 号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、除排雪作業に使用する除雪グレーダの取得にかかる物品契約を締結するものでありますが、本市につきましては、現在、除雪グレーダを所有しておらず、新たに購入することにより安定的な除排雪体制を確保するものであります。

なお、本件につきましては、本年 5 月 23 日に入札を行い、5 月 25 日に落札業者であるコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌支店と仮契約を締結しており、金額は消費税等相当額込みで、3,229 万 2,000 円となっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、立憲・市民連合、公明党、共産党、石田博一委員の順といたします。

立憲・市民連合。

○中村(誠吾)委員

◎小樽市の都市計画マスタープランのアンケート調査及び関連する上位計画について

まず、小樽市の都市計画マスタープランのアンケート調査及び関連する上位計画などについてお伺いします。

4 月の下旬だったでしょうか、担当主幹よりこの件について電話での説明をいただき、その後、概要の説明書とアンケート用紙の配付を受けました。時々ですけれども、議員に説明などがなくて、アンケート調査が実施される場合があります。市民から質問をされても、例えば議会の市民と語る会等で聞かれても、我々議員が「知らない」と回答してしまいますと、アンケートそのものの信頼性が下がるわけです。そして、回収率が悪くなってしまった

りして、最終的には効果的な調査に結びつかないことが考えられます。情報、情報と言っているさいのですけれども、情報提供といいますか、情報の共有は重要だと思いますので、時間的な制約などもあるとは思いますが、今回のように面倒なことだと考えずに、事前の説明をお願いします。また、ありがたいことだと思っています。

そこで建設部長にお願いですが、これからいろいろな計画で、ことしも他にアンケート調査などで市民へ直接質問を行う場合、概要などを事前に建設常任委員会、または必要であれば各会派代表など、説明方法などはお任せしますけれども、事前に議員に説明をしていただけますか。

○建設部長

今回と同様に、説明前に建設常任委員の皆様及び各会派代表の皆様の説明したいと考えております。現在、はっきりしているのが、先ほど地域公共交通担当主幹から報告がありました、市民の皆様等へアンケートを予定しております。本来ならきょうの建設常任委員会に報告をしたかったのですが、内容がまだ少し固まっておりますので、来月の早いうちに固まりますので、固まり次第、皆様に説明したいと考えております。

○中村（誠吾）委員

アンケートそのものの質問の前に、基本的なまちづくりの計画について質問をさせていただきたいのです。今回のアンケートは、都市計画マスタープラン作成に必要なものと理解しています。では、その計画の上位計画、今さらそんなことを聞くのかと言われますけれども、またはその計画に従う計画というものがあると思うのです。小樽市のまちづくりの計画においては、今、総合計画を策定しています。そこで質問なのですけれども、総合計画と都市計画マスタープランの関係を示してください。どちらが上位なのですか。

○（建設）半田主幹

まず都市計画マスタープランと総合計画の関係につきましては、都市計画マスタープランは、総合計画が示す目指すべき都市像を実現させる都市づくりの指針として定めるものであります。

次に、総合計画と都市計画マスタープランのどちらが上位かにつきましては、総合計画は小樽市総合的な計画の策定等に関する条例に、本市の最上位の計画と位置づけていることから、都市計画マスタープランに比べ上位にあります。

○中村（誠吾）委員

それでお聞きしたいのですけれども、それではよく出てきます、最近、小樽駅前の再開発や商工会議所で話題にしている中心市街地活性化計画があります。では、それと都市計画マスタープラン、総合計画の関係を示してくださいませんか。

○（建設）半田主幹

まず、中心市街地活性化計画と都市計画マスタープランとの関係につきましては、中心市街地活性化計画は既に計画期間が終了しておりますが、マスタープランの現行計画の土地利用の方針では、街なか居住と商業が複合したにぎわいのある空間の形成を目指すとして定めておりますので、中心市街地活性化計画とは連携する関係にあったものです。

次に、総合計画との関係につきましては、先ほども答弁いたしましたように、総合計画は本市の最上位計画でありますので、中心市街地活性化計画と都市計画マスタープランは、ともに総合計画が示す将来都市像を実現するため、それぞれの分野の方針や事業の進捗を図る関係となっております。

○中村（誠吾）委員

わかるようなわからないところもあるのですけれども、我々にも一定の理解ができるような範囲で説明をいただいているのだと思うのですけれども、このほかに小樽市都市計画とかが、もちろんあります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などが出てくるわけです。多岐にわたるのです。計画内容はある程度示されて、そのとき読んだらある程度わかるような気になるのですけれども、相互関係や役割となると、だんだん難しくややこしく

なってきたしまうのです。

このように小樽市のまちづくりの計画がたくさん、いい言い方でいうと有機的に結びついているのだと思うのですけれども、要するにこうした中で小樽市は、今後どうしていきたいのか、理解できないところがあります。

そこで端的にお聞きするのですけれども、本会議にも出たのですけれども、市長も言ったのかな。コンパクトシティ、またはコンパクトプラスネットワークのある考え方が議論にもなったし、新聞や、もちろん国土交通省のホームページでも説明されています。そこで、基本的なことをまたお聞きするのですけれども、小樽市は人の住む部分、市街化区域を縮めたいと考えているのですか。というのは、なぜなら中心市街地に市営住宅を建てて、さらに借り上げまでして、中心部に子育て世代をふやそうとしている、ふやしている。町なか居住を推進したいと話しています。そうすると、人口が減少していく中で、中心部に人をふやしたいのでしょうか。しかし、私も建築住宅課にいたからわかるのです。一方で祝津などで周囲の市営住宅をすごいとは言わないけれども、お金を出してどんどん直しています。若竹にも市営住宅を新設しているのです。郊外という意味では、民間の動きですけれども、新光 1 丁目にチェーン店の薬局とか、数店の進出、これは開発行為というのですね、認めてきています。そして、うわさではなくて現実になるのだらうけれども、新光 4 丁目の宏楽園の向かいには量販店などの計画を小樽市は認めてきているのです。

そうすると、これに加えて市長も銭函に J R の快速列車をとまらせて、新たな開発をしたいとも話しています。これは別に私は反対ではないのです。そうすると、ただでさえ日本や北海道レベルで人口が減少すると言われていいる中で、小樽市の人口も予測では大幅に減少すると予測されているのです。私が指摘した内容が、それは違う、お門違いだと言うのであれば示してほしいのですが、要するに、小樽市はどのようにしていきたいのか、数字的根拠は総合計画などで示されると思いますのでここでは聞きませんが、そこで質問なのですけれども、国がコンパクトシティという方向に向いているのは承知しています。行政としての流れも理解しているつもりなのです。しかし、小樽市の現状を見たときに、身の丈に合った議論をしようとするときに、法令や技術の話ばかりでは市民も理解できないのです。そこで、市としての思いをお聞かせいただきたいのです、計画ではなくて。人口の減中、町なかの居住をふやして人の住む範囲を狭めて、郊外に人を住ませない方法を目指しているのですか。それとも、人口密度は低く、少なくなってもいいから税金収入は減少する中で、郊外の市営住宅更新や改修を引き続きどんどん続けて、市で管理する施設にお金をかけ続けていくのですか。どちらなのですか。

○（建設）半田主幹

町なか居住を推進するのか、人口密度の減少を容認し、郊外の公共施設の維持にお金をかけ続けるのかにつきましては、今後も人口減少や少子高齢化の進行が続いた場合、財政状況はさらに厳しさを増すものと見込まれ、このままの市街地の広がりではどこかの時点で現行の行政サービスが維持できなくなる可能性があります。将来的には生活サービス機能や居住を拠点に集約し、それらを公共交通で結ぶコンパクトプラスネットワークを方針とする計画を今後考慮していくことになるのではないかと考えております。

次に、公共施設の維持管理につきましては、その経費を縮減するため、維持管理計画の中でまちづくり計画との整合を踏まえ、施設量の見直しを図ることとしているところであります。

○中村（誠吾）委員

入り口に入ってきました。思いを述べ始めますよね。そう言わないと市民はわからなくなりますよ。

それで、次、アンケートの内容についてお聞きします。まず 5 月 14 日までに投函していただいています。そこで、既に集計なども始まっていると思うのですけれども、この都市計画マスタープランについては、委託はいつからいつまでで、委託内容はどのようになっていますか。特にアンケートについての委託業者の役割はどうなっていますか。

○（建設）半田主幹

委託業務期間とその内容につきましては、委託業務期間は平成 30 年 4 月 11 日から平成 31 年 3 月 20 日までであります。

次に委託内容につきましては、マスタープラン策定に当たり設置いたします策定委員会などで使用する、本市を取り巻く社会情勢や現行計画の取り組み状況などに関する資料の作成や、市民アンケートの集計、分析などが主な業務内容でございます。

○中村（誠吾）委員

都市計画マスタープランに関するアンケートの内容なのですが、まずアンケートの調査対象者はどのような考えで、どんな条件で抽出したのか、お聞かせください。

○（建設）半田主幹

調査対象者を抽出する際の考え方につきましては、まず小樽市内に住民登録をされていて、年齢は一定の関心のもとに判断が可能と思われる 18 歳以上といたしました。また、地域や年齢層による回答数の偏りをできるだけ抑制するために、地域別の配付数はほぼ均等に、年齢層別の配付数は 30 歳台以下の層に重点配分いたしております。

次に、抽出方法につきましては、無作為抽出しております。

○中村（誠吾）委員

では、アンケートを実施した調査期間は、いつからですか。

○（建設）半田主幹

市民アンケートの調査期間につきましては、5 月 1 日から 5 月 14 日までであります。

○中村（誠吾）委員

では、そのアンケートの結果というのは、今後、市民の意向としてももちろん活用されていくと思うのですが、アンケートの回答数、そしてどのぐらいの数が必要なのか、分母として、市としてはどのぐらいを見込まれていたのか、示してください。

○（建設）半田主幹

アンケートの回答数につきましては、回答数は標本調査を実施する際に生じる真の値との誤差をどれぐらいの確かさで、どれぐらい見込むのかにより算出されます。今回の調査においては、誤差率を 3.25%、確かさ、信頼度を 95%に設定し、回答数を 900 件と算出しておりました。

○中村（誠吾）委員

900 人分が必要と見込んでいたのだそうですね。これに対して 3,000 通発送している根拠は何なのですか。

○（建設）半田主幹

3,000 通の根拠につきましては、回答率を過去のアンケート調査の回答率から 30%と見込み、3,000 通を発送したものです。

○中村（誠吾）委員

回答数は、何件になりましたか。

○（建設）半田主幹

回答数につきましては、5 月 31 日現在で 711 通となっております。

○中村（誠吾）委員

疑いやすい性格で申しわけないのだけれども、そうすると、このアンケートは統計上は問題ないのですね。

○（建設）半田主幹

見込みより少ない回答数で統計上問題ないのかにつきましては、回答数が多いほど誤差率は小さくなるため、5 月 31 日現在では、当初見込んでいた誤差率を若干上回ることとなりますが、回答数 711 通の誤差率は 3.7%であり、

必要十分な精度があるので、問題ないと考えております。

○中村（誠吾）委員

微妙ですね、先ほど 3.25%と 3.7%といったところで。いいです、それは。

それでは、今後アンケートの集計を行って、市民の意向を整理していくことになると思うのですが、単純な集計ではなく、普通当たり前だと、性別、年齢、地域別など、さまざまなデータを組み合わせた集計、正式な名称は何というのかわからないのだけれども、このようなことも行っていくのですか。

○（建設）半田主幹

集計方法につきましては、各設問について、性別、年代別、地域別に回答を組み合わせて分析するクロス集計も実施してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

クロス集計というのですね。それを行うことでどのようなデータとなることを想像してクロス集計をするのですか。

○（建設）半田主幹

クロス集計によるデータにつきましては、この集計方法によって年代や性別、地域別にまちづくりに対する考え方の傾向が浮かび上がってくるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

それで、どうも不思議に思うのが、クロス集計を行うことにより、さまざまなものが見えてくることだと思うのだけれども、アンケートの間 8 に、「街並み・景観について、今後どのようなことに重点をおくべきと思いますか。」の問いに、間 10 の、住所を回答する箇所があるので、クロスして、そうすると住所により町並みや景観の考えを分析するということになるのでいいのですか。というのは、誘導とは言わないけれども、例えば景観で塩谷の人は海岸と言うと思うのです。少し偏見かもしれないけれども、ごめんなさい、偏見だったら。色内の人は山と言わないと思う。色内の人は歴史的景観の整備を求めると思うのですけれども、このような認識でいいのですか。

○（建設）半田主幹

住所により町並みや景観の考えを分析するのにかにつきましては、住まわれている地域ごとに町並みや景観に対する考え方も異なると思われますので、先ほどのクロス集計で分析をし、地域別の構想にも反映させたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

それでは、アンケートの間 15 に、小樽市やあなたがお住まいの地域を魅力的なまちにするためにアイデアや提案がありましたら、ぜひお書きくださいと、もっともな質問があるのだけれども、たくさんいろいろな種類の意見が出てきますよね、総合的に聞いてしまって。それをどのように集計するのですか。そしてどのように反映されるのですか、好きなことを書かせておいて。

○（建設）半田主幹

設問 15 でいただいたアイデアや提案につきましては、アンケート結果については、策定委員会や地域懇談会において参加者に示し、検討の視点として原案を取りまとめる際の参考としていただこうと考えております。また、庁内調整会議で共有いたしまして、今後都市計画マスタープランの方針のもとに実施する事業の参考にもさせていただこうと考えております。

○中村（誠吾）委員

極めて具体的な想定で話をします。次にアンケートに小樽の緑に関する質問がありました。私は公園について建設常任委員会で今までいろいろ質問をしてきているのですが、公園は非常に大事だと思っています。例えば私の桜町の自宅前の公園、天気がいいと子供たちと母親たちが大変大勢集まって利用しています。そこののです。

どうしてその方々の要望や意見は聞かないのですか。逆に言うとその方々の意見や要望こそ大事なのではないかと思うのですけれども。

そして、整備ということをお話しているのです。この整備のことについて市内のいろいろな箇所の意見から公園を整備していくのですか。というのは、私は少し違うのではないかと思うのです、今言っているとおり。大規模公園もあったりするし、今、子供たちがたくさんいるけれども、聞かない。そういうことも含めて今回のアンケートの目的も含めお答えください。

○（建設）半田主幹

まず公園の整備に関していろいろな箇所の意見から公園の整備をしていくのかにつきましては、中村誠吾委員がおっしゃるとおり、実際の整備に当たりましては、公園利用者を重視すべきと考えており、公園遊具の更新では、利用者の意見もお聞きしているところでございます。また、このこと以外でも地域を代表する町会や団体等の意見やニーズをお聞きしているところですが、整備事業要件や財政上の制約なども踏まえる必要もござります。

このたび行ったアンケートにつきましては、現在策定中の都市計画マスタープランへの住民の意見の反映を主な目的として実施したところでありますので、このアンケート結果のみをもって公園整備を実施するという考えはございません。

○中村（誠吾）委員

何か都市計画マスタープラン担当主幹と一問一答みたいになってしまったのだけれども、いい悪いの話ではないのです。素直に少し今の主幹の答弁を聞いていて、感想を申し上げさせていただきたいのは、今、整備の話聞いたわけです。市民、特にその公園を利用する周辺の方々の意見を聞くのはつくり手の公園緑地課ではありませんか。きちんと聞きますと、私は、答弁をしていただきたかったと思っています。そこが市民とのこれからの作業になる大事な思想だと思います、私は。だから、要件にもなっていくと思いますので、どうか公園緑地課、余り遠慮をなさらないで答弁をしていただいてもよろしいかと思ひます。

それで次の質問、最後のほうになってくるのだけれども、話を都市計画マスタープランに戻しますけれども、今後の都市計画マスタープランができ上がるまでの大まかなスケジュールを示してください。

○（建設）半田主幹

マスタープラン策定までの大まかなスケジュールにつきましては、策定作業は今年度から始めておりまして、平成 31 年度までの 2 カ年計画で進めております。今年度につきましては、策定委員会を設置し、現行計画の取り組み状況や、社会情勢、アンケート結果などを踏まえた協議をいただいて、全体構想の素案を取りまとめるところまで進め、平成 31 年度につきましては、地域懇談会を開催し、地域別構想の作成と、全体の取りまとめを予定しております。

○中村（誠吾）委員

あともう一つわからないことがあります。パブリックコメントなのですからけれども、市民の意見を聞きますよね。タイミングも含めてアンケートで市民の意見を聞くことと、パブリックコメントで市民の意見を聞くことの違いを示してもらえますか。

○（建設）半田主幹

まず、パブリックコメントの実施時期につきましては、都市計画マスタープラン全体案の取りまとめが終わった段階で行いたいと考えております。

次に、パブリックコメントでいただいた意見につきましては、都市計画審議会に諮問する最終案を決定する際や、都市計画マスタープランの方針のもとに実施する事業の参考としてまいりたいと考えております。

次に、利用者の違いにつきましては、どちらも都市計画法第 18 条の 2 に定められた住民の意見を反映させる措置と位置づけておりますが、アンケートは土地利用の方針などの部門別の方針や、地域別の構想を積み上げていくた

めに行ったものであり、一方、パブリックコメントは取りまとめた全体案に対する意見を求め、本市が最終的に意思決定する裏づけとなるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

最後の質問とお願いがあります。都市計画マスタープランの作成が始まりました。それで、並行して総合計画も進んでいます。今、ずっと都市計画マスタープラン担当主幹がいろいろと説明してくれたとおりで、各部局、各原課が苦勞して進めていくわけです。このマスタープランは都市計画の基本の部分になります。結果的には前回のものであると、先ほど答弁がありましたけれども、地区的な大枠の土地に関しての色塗りが示されてくるのだと思うのです。ですから、今話したアンケートを最初として、かなりの資料の調査や研究が必要だと、今わかりました。そうすると、今後、前回と同様なレベルまで落とし込まなければならないわけです、成案として耐え得るものにしていく。そこで、結構大変な業務と思います。

建設部長、そこで、この計画、建設部の持っている計画というのは、極めて社会資本整備の根本的なところですから、これらも含めて意気込みというか、今後について一言考えを述べてください。

○建設部長

現在の都市計画マスタープランは、平成 13 年から 2 カ年かけて改定作業を行っております。このたびのマスタープランの改定作業は 17 年ぶりという形になっております。また、現在のマスタープランは平成 10 年に策定しました、前小樽市総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」を上位計画として改定をいたしました。その 21 世紀プランでは、その当時 10 年後の総人口を 16 万人を目指すというように書かれております。そのような状況で策定された現在のマスタープランと、これから改定するマスタープランでは、やはり前提となる考え方が大きく変わっているものと感じております。それは超高齢、人口減少時代に移行し、さまざまな課題が生じてきていることから、適合的、総合的な視点による土地利用の仕組みへの転換が求められているものと強く感じております。

また、地域公共交通においては、これまでにないぐらい今後のまちづくりに重要なものとなっておりますので、このことから前回以上に、関連する計画との連携、そして多くの市民の方から意見をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎平成 30 年度の市営住宅の既存借上げ住宅制度について

それでは最初に、報告を聞いて、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、平成 30 年度の市営住宅の既存借上住宅制度から確認をさせていただきたいと思います。

先ほど報告がありましたけれども、今年度 4 月 1 日から募集で、現状 1 件もないということでした。昨年度は、10 戸予定していて 4 戸あったという、たしか内容だったと思いますけれども、延長して 7 月 2 日までとなっていましたけれども、来週ですね、これは。まず現状は、どのようにになっているのか、お知らせください。

○（建設）大門主幹

延長をかけて 7 月 2 日までなのですけれども、応募は現在まだゼロ件でございます。

○高橋（克幸）委員

一月延ばしてもゼロから変化はないということです。確認したいのですけれども、昨年度、10 戸予定して 4 戸しか応募がなかった。これはやはり原因があったのだらうと思うのですけれども、そのときにこの結果について、現在の住宅管理担当主幹はそのときの担当主幹ではなかったですから、わかる範囲でいいのですけれども、この 4 戸

しか応募してこなかった原因の分析はどのようにしたのか、お知らせください。

○（建設）大門主幹

昨年度も 10 戸予定していて 4 戸しかなかったという部分に関しまして、昨年度に関しましては、制度が始まって 1 年目、開始年度であったということで、まだ広く提供をいただくオーナー、関係団体等にも周知がなかなかいっていなかったのかという、まずそこが一番の原因と考えていたところでございます。あと、今年度に関しまして、いまだゼロ件というのに関してなのですけれども、やはりいろいろと報道等もあったところなのですけれども、オーナー、あるいは関係団体が考えているところの条件と私たちが設定している条件で、なかなか合わない部分があるのではないかと認識しております。

具体的に意見としていろいろと聞くのが、戸数が現在 1 棟 4 戸以上の提供をお願いしていくということと、あと一部屋につきまして 50 平方メートル以上という面積要件、それとあと例えば木造の場合ですと建築年が平成 20 年以降で 10 年以内という要件をつけておりますけれども、そこが特になかなか条件としては合わないのではないかとというような声を聞いているところでございます。

○高橋（克幸）委員

周知不足は努力すればいろいろな方法がありますけれども、私が問題だと思うのは、条件の設定です。昨年度募集して 4 戸しかなかった、やはりこれは条件を再検証すべきだったのではないかと私は思っています。なおかつ、ことしゼロということは、そもそもこの制度の設計時点で、やはり現状の分析、現状の調査、それが足りなかったのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○（建設）大門主幹

ことしがまだ開始 2 年目ということもありまして、昨年度が確かに 4 戸の応募だったのですけれども、まだ 2 年目ということもあるものですから、ことしに関しましては、まずはやはり昨年度と同じ条件でやってみようというのがまだ前提にあったところございました。ただ結果としては、ことしいまだにゼロ件ということもありますので、やはり条件がなかなか合っていないということにつきまして、これにつきましては、今年度は 3 年予定しております中の 2 年目ですけれども、来年度に向けてこの条件が合わないという部分につきましては、いろいろと考えていかなければならないかと考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

少しやはり遅いと思うのです。昨年度の時点でいろいろと分析をすべきだったのではないかと思います。せっかくこれはいい制度ですから、今後も続けてほしいのですけれども、私は前から言っているのですが、既存住宅だけではなくて、新設も含めて検討すべきだということをずっと主張してきました。

以前、行政視察で富山市へ行きましたけれども、あそこはもうコンパクトシティでぐっと縮めて小さいまちをつくらうということでやっていますので、政策的に相当中心部に人口を集めようと、そういうことをやっていたけれども、小樽市はとにかく中心部に子育ての世帯を少しでもという、これには非常に賛成です。ただ、せっかく制度をやって 2 年目でゼロというのは、余りにも悲しい話だし、情けないです。ですから、恐らくもう今期の募集は無理だと思いますので、来期に向けて、しっかりその辺を不動産業界と十分情報を共有しながら制度設計も見直すぐらいの内容でやらないと、来年また失敗しますよ。いかがですか。

○（建設）大門主幹

今、話がありましたとおり、現在まだゼロ件という状況です。これを踏まえまして、来年が、先ほどから話がありますとおり、3 年間の予定の最後の年、3 年目になりますけれども、条件を今の条件を関係団体等と話し合いながら、見直すべきところは見直して、それで実施していきたいと考えております。

○建設部長

今のところ制度の見直しなのですけれども、例えば木造の平成 20 年以降という分につきまして、補助金が少し要

件に絡んでくるものですから、我々としては、制度の見直しは補助金の要件も加味しながら検討しなければいけないのかと。

もう 1 点、今回の既存借上げの部分につきましては、住宅マスタープランの中の位置づけの中で始めた制度でありまして、その中でまちなかという定義が少し限定されている。ほかの市を見ますと、やはりエリアも少し見直しをかけております。そうなりますと、例えば例ですけれども、では我々の話の新光などはどうなるのか。要は学校も近いし、店もありますし、公共交通もありますので、逆に新光でもいいのではないかと考えたのですけれども、実際、業者からも問い合わせはあったと聞いております。ただ、今の我々のやっている制度というのは住宅マスタープランの中ではまちなかという部分は、少し新光が外れております。そういったうまく合わない点が多々あるのか。それで今、高橋克幸委員がおっしゃるとおりに、1 年目で応募がないということは、やはり最初の制度設計がどうだったのかという部分も、我々も少し今回検証している中では考えているところであります。ただ、せっかく制度をつくりましたので、できるだけ業者のニーズに合うような部分についての見直しにつきましては、取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

次期については新設も含めて、それも視野に入れてぜひ検討をしていただきたいと思います。

◎地域公共交通網形成計画について

次に、報告のありました地域公共交通網形成計画について何点か伺います。

今後のスケジュールについての質問です。まず、業者が決定したと、コンサルタントですよね。少しその辺、詳しく示してください。

○（建設）角澤主幹

先ほどの報告の追加という形になりますけれども、5 月 18 日に国の補助金の交付が決定いたしました。6 月にコンサルタント業者が決定したということでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、そのコンサルタントの内容について確認したいのですが、これは入札ですか。

○（建設）角澤主幹

指名競争入札で行っております。

○高橋（克幸）委員

落札した結果について、どういうところがすぐれていたのか、どういう点で落札したのか、お知らせください。

○（建設）角澤主幹

今回は指名競争入札でございまして、プロポーザル方式という形はとってございません。ですので、指名競争入札ということで、こちらでアンケートにかかわる調査業務を中心とした業務委託の入札をしたということで、金額が一番安いところで決定してございます。

○高橋（克幸）委員

それで、そのアンケート調査ですけれども、先ほど 7 月中旬からという報告でした。これはいつまで行うのか、その期間。それから配付の予定数です、どのぐらいまくのか、それもお知らせください。

○（建設）角澤主幹

アンケートの実施につきましては、来週早々には、アンケート内容が確定できるかということになっております。先ほども報告いたしましたけれども、アンケートの内容が確定いたしましたら、建設常任委員の皆様へ報告させていただく。それをもって、その後 7 月中旬から実施を始めまして、7 月末までを期限として実施する予定になってございます。その後、8 月から集計作業を行っていくという形になってございます。

このアンケートの中で市民の方々へのニーズ調査ということで行うわけなのですけれども、市内 5,000 世帯に対

して郵送により無作為抽出でアンケートの郵送を考えているところでございます。

このほか、この市民ニーズアンケート調査のほか、路線バスに実際に調査員が乗り込んで、バスの 1 本路線ごとの調査を実施するという予定もしております。このほか、学生、それから通勤の方々でもバス利用を行っている方が多いと考えられますので、学校や企業へ直接お願いしての調査も考えておまして、これら全てを 7 月同時期に実施するというところで考えております。

○高橋（克幸）委員

以前にも議論をしましたがけれども、地域公共交通担当主幹がかわってしまったので、わからないかと思っておりますけれども、我々議員も建設常任委員会で行政視察へ行ってきました。あちらこちら視察をし、勉強をさせていただきましたのですが、前にも指摘したのですけれども、この小樽のスケジュール感というのは非常に短いのです。通常は 2 年ないし 3 年かけるものを 1 年でやろうとしているわけですから、前にも言いましたがけれども心配な部分があります。それで、配付数は 5,000 世帯ということで、多いか少ないかはわからないのですけれども、私がきょう持ってきたのは、岩見沢市の概要版を持ってきました。岩見沢市は小樽と少し事情が違いますけれども、岩見沢市は 1 万世帯配付です。倍なわけです。人口規模とすれば小樽のほうが多いわけですが、ただ、ここは地域性がある空白地域もあるのでそういう関係かと思うのですけれども、この 5,000 世帯に決めた理由というのは、何かあるのですか。

○（建設）角澤主幹

調査票の配付に関しましては、やはりたくさん多く調査を行えば数がとれるということではございましたけれども、今回の平成 30 年度に国の補助金を使って計画の案までなのですけれども、策定するという中で、国の交付決定が今回 350 万円という交付決定の中で、2 分の 1 の補助の割合という中で、金額を加味した中で 5,000 世帯という形を決めてございました。5,000 世帯のうち大体回収率が 20%を見込むということで、2,000 世帯の数をもってある程度の数字を捉えられるという認識で決定しております。

○高橋（克幸）委員

数の根拠については私も詳しくないのでこれ以上はやりませんが、この地域公共交通網形成計画をつくるときに、貴重な資料になるのです、アンケート調査というのは。以前、行政視察をした花巻市だったかどうか、少し記憶は定かではないのですけれども、アンケート調査の内容で、その地域公共交通網形成計画の半分は使っています。具体的にこういう内容で、こういう結果で、だから今回の計画はこうなのですよという、物すごい根拠なのです。ですから、私はこれは非常に大事だと思っておりますので、注意深くやってほしいと思います。

先ほども聞きましたけれども、今後のスケジュールです。大ざっぱでいいのですけれども、まず素案はいつまでつくる予定なのか。それから、成果品として議会に提出できるのはいつなのか。最後、完成できる予定はいつなのか。この三つ、もしわかれば示してください。

○（建設）角澤主幹

計画の策定につきましては、このアンケート結果をもとに地域ごとの課題を踏まえて作り込んでいくことになっておまして、ある程度の時間を要するものではあると考えてございます。ただそのような中で、今年度の交付金を使っての事業計画の策定ということを見ましたときに、今の予定でございましてけれども、年内に素案までを確定させて、年明けにそれをもってパブリックコメントを実施し、3 月ぎりぎりになってしまうかと思うのですが、計画案という形で考えているところでございます。

その間でのスケジュールの質問にもよりますが、議会の報告のタイミングは、そのときにあわせて素案で示せるのか、計画案で示せるかというのは、少しまだ今は見えていない状況です。

○（建設）安田次長

補足を私からさせていただきます。

今回のアンケートが 8 月中ですということ、8 月末に協議会への今年度初めての部分を開催いたします。それを経ましてから、具体的な施策とか、そういう部分の取りまとめに入りまして、あとのスケジュールについては、今、地域公共交通担当主幹から答弁をしたように、年度内までにつくるような形で計画をしまいたいという形で思っております。

○建設部長

当初で示した答弁をしたのは、どうしても補助金が単年度なものですから、それをつくるために年度内という形は考えております。ただ、今高橋克幸委員、前回の建設常任委員会の中でも今の話がありました。それは私も本当に思っております。今回の計画の重要性は、こういう実態調査を把握するのは小樽市で初めてであって、そしてこれがこれからのベースになると考えております。要は 5 年後、10 年後、そのときどういった状態が変わってきたのかというベースになるものですから、今回のこの実態調査というのはすごく重要、本当に計画の 7 割ぐらい、8 割を占めてもおかしくないぐらいのものだと我々も十分認識はしております。

そういった中で、少しさかのぼるのですけれども、先ほど答弁をしたアンケートの数につきましては、我々も岩見沢市に行って、直接、話を聞いてきております。その中で、あえて我々も 5,000 世帯はいいのかという部分は全然思っていないくて、ただ前回銭函でやったときもそうだったのですけれども、どうしても無作為でやると回答の年齢層とか、性別とか偏ってしまうこともありましたので、実際に公共交通の使われている方の大半が、やはり通勤者と通学者ということもありますので、そういったことも考えて、今回そういう無作為のアンケートとは別に、高校、大学に直接お願いをして、直接アンケートを実施する。そして、企業にも直接お願いをして、特に一番多いのは市役所なのかと思っておりますので、市の職員にもお願いをして、アンケートに協力をしていただこうかと。そういった意味合いの中で実際の実のある、要は利用者の実態を把握できるのかと考えております。

スケジュールにつきましては、普通に考えますと第 4 回定例会で、建設常任委員会でも原案を示して、そしてパブリックコメントをかけて、第 1 回定例会でできましたといいますか、確定版を示す形になると思いますけれども、現実的にアンケートをして、実際に回答がきて取りまとめだけだったら、きっとできると思うのですけれども、そこから分析をしないと、どういった課題が見えてきて、それから実際にどういった課題解決を、施策を考えていかなければいけないと考えますと、私は、個人的にはすごくタイトというか難しいと考えております。

そう考えますと、理想は先ほど地域公共交通担当主幹と次長が答弁をしたパターンなのですけれども、現実的には年度内で本当に素案ができればいいのかというレベルで正直言って考えております。ですから余りスケジュールにこだわらないで、我々としても初めてつくるものですから、じっくりきちんとつくっていきたくて考えておりますので、ただ補助金の関係がありますので、補助金で提出する、実績報告を出さないといけませんので、補助金でかわる部分につきましては、年度内で実施をして、もしおくれたとしても、そこまでは年度内で実施をしていきたいと考えております。ですので、今ここで具体的なスケジュールは示すことはできませんけれども、スケジュールにこだわるのではなく、きちんとしたものをつくっていきたくて考えております。

○高橋（克幸）委員

建設部長の言われるとおりのことです。私も 1 年では無理だと思っています。ですから、以前ここで議論をしましたが、アンケートが終わってから部内で、先ほど説明をした市では半年かけているのです。半年かけていろいろ分析をし、調査をし、それから素案づくりに入っています。ですからアンケートが終わってから 1 年近くかけてそういうものをつくるのを 3 カ月や 4 カ月では、私は、なかなか難しいと思うのです。

ですから、スケジュールありきではなくて、建設部長の意見と一緒にすけれども、どうしてもクリアしなければならぬハードルはクリアしても、ばたばたしたものをつくらないできちんとしたものをぜひつくっていただきたいと思っております。

それで、すぐではなくていいのですけれども、やはり議論するのにスケジュール感、我々議員も必要ですので、

前もつくっていただきましたけれども、前は本当に仮定の仮定みたいなスケジュール表でしたので、もう少しわかりやすく結末まで、例えば年度末でなくてもオーバーしてもいいです。その辺は柔軟にしてもらって、先ほど言った補助金等のハードルがあるものは最低限ここまでという線を引きながら、ぜひ資料としてペーパーをつくっていただきたいのですが、いかがでしょう。

○（建設）角澤主幹

資料をつくってまいりたいと思います。

○高橋（克幸）委員

もう一つだけ少し懸念していることがあります。小樽市内は、ありがたいことに空白地域というのはありません。地域的にこれから検討しなければならない地域が出てくるのかどうかというのは、非常に懸念要素です。それについては現状どうなっているか。話せる範囲で結構です、示してください。

○建設部長

今の質問なのですけれども、なかなか現状では答弁は、できないのかと思っております。我々も正直言いまして、1回図面をたしか示したと思うのですけれども、あれも空白地帯はないかと思っております。ただ、今後はやはりバス事業者とのこともありますので、どういった形になるのかと。そして、我々としては仮の話ですけれども、仮にそういった空白地帯ができるのであれば、それこそ行政として、その維持のために何ができるのかというところがこれから議論になると思いますので、現時点では少し示すことはできないかと考えております。

○高橋（克幸）委員

これについてはまた今後議論させていただきたいと思います。

◎地域総合除雪の検証の報告について

次に、「地域総合除雪の検証」の報告がありました。ずっと読ませていただきましたけれども、何か中途半端な検証という感想です。肝心なものがないので何点か質問しますけれども、資料の4ページ目に「観光に配慮した排雪」があります。これは今年度からというか、昨年度やった内容ですけれども、ここに書いてあるのが、排雪作業に関する一連の手順とは別にイベントや景観上の観点から、観光に配慮した排雪作業を実施したということです。この観光に配慮した排雪作業というのは、具体的には、どういう内容だったのか示してください。

○（建設）雪対策第1課長

「観光に配慮した排雪」ということで、平成29年度から新たに実施した取り組みでございますけれども、これにつきましては、この資料の中の4ページの図2で示しております主要の4路線について、29年度以前、28年度より前の状況はどうであったかということにつきまして、27年度、28年度に関しましては、中央通線であったり、大通線、こちら辺のところにつきましては、バスが通ったり交通量も多い路線でありましたが、道路幅員が確保されていたり、交通状況がまだ通れなくなるような状況が生じていないということで、排雪を行わなかった路線で、そのほか浅草線に関しても一部27年度、28年度で排雪を行わなかった箇所がございます。これはなぜかといいますと、排雪に関しましては、まずパトロールを行って、必要な箇所、除雪が必要になれば除雪を行い、雪山をつくり、それで道路交通に支障が生じるような状況になって、除雪も不可能になった時点で排雪を行うという、これが小樽市内の排雪に関する一連の手順でございますけれども、これにのっとり排雪を行っていたために、中央通線であったり、大通線、浅草線の一部などについて、排雪を行わなかったのがここ何年間ございました。

その一方で、この地域は、小樽の特色であります雪が積もるといったことなどをメインとしましたイベント等もございますし、人が集まってくるところでございますので、排雪を行う一連の手順では、排雪の必要性がないと市の除雪対策本部で感じている路線であっても、そのようなイベントにあわせて排雪を行って、車道の雪を除去する作業を行うことで、昨年度から取り組んだもので、平成29年度におきましては、この4路線において車道の排雪を行っております。

○高橋（克幸）委員

私は、そういうことを聞いてはいないです。観光に配慮した排雪作業はどのようなものですかという、例えば私のところに苦情が入ってきたのは、この中央通線です。小樽駅前を真っすぐ運河に下がっていくあの通り、その方がいわく、店の人も客もそうでしたけれども、何も変わっていないと言うのです。だから配慮したというのはどういうことなのか。例えば雪山、あそこの通りは全部全て一回なくしたとか、歩道はヒーティングが入っているところは別にして、そこも全部きれいにしたとか、そういう具体的な内容を聞いているので、もう少しわかるように説明してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この 4 路線の排雪につきましては、車道の排雪を行ったということで、昨年度までの議会議論で、排雪を中央通線に関しては行わないために、黒い雪山が車道上から見えるような状況があったなど、そのようなことも踏まえまして、この観光のイベントに合わせて車道の幅員を確保するための排雪を行っております。行ったのは、車道の排雪でございます。

○高橋（克幸）委員

だから、私は、具体的にどのような内容ですかと聞いているのです。なぜかという、先ほど言いましたけれども、苦情をいただいた店の方や市民の方は、何も変わっていないと言うのです。そうしたら観光に配慮したというのはどういうことなのかということになるではないですか。観光に配慮していないでしょう、それだったら。ただ道路を排雪しただけという話になりませんか。時期をたまたまそういう雪あかり路のときとかにぶつただけで、観光に配慮したというのはそういうことではないのではないですか。だから、わざわざ観光に配慮したと書いてあるから、私は聞いているのです。もう一回説明してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この観光に配慮した排雪につきましては、繰り返しの部分もございますけれども、本来であれば排雪の一連の手順において、排雪をしない箇所であっても、この観光のイベントに合わせて排雪をしたということで、観光にとって何を配慮したかにつきましては、車両交通やバスの通行などが多くなるこのような時期において、観光と今回選定しました 4 路線、全てにおいて同時期に排雪する必要がなかった、もしくは排雪をこのシーズンにしない路線もあったかと思われま。それについては、あえてイベントに合わせて排雪を行うということで、その点において観光に配慮したということでございます。

ただ、今高橋克幸委員から指摘がありましたように、沿道の方々からはまだ少し足りないのではないかとというような、懸念であったり不満があるということでございます。我々といたしましても、車道の部分について排雪を観光イベントに合わせてやったことで、一定程度効果はあったと考えているのですけれども、歩道部分については、排雪は行っておりません。そのためにここを観光でいらっしゃった方であったり、市内に住まわれている方は、ここは歩きづらい面がまだあったのかと考えておりますので、この点につきましては、今年度の課題といたしまして、観光に配慮した排雪とは別に歩道対策、例えば人力で歩道が歩きにくくなっている部分、変な山ができて、癖ができていような部分を除去したりもしくは局部排雪を行うなどの対策についても、今年度の課題としては考えていかなければいけないとは考えております。

○高橋（克幸）委員

もうこれ以上議論はしませんけれども、建設部だけでこうやって議論してもだめだというのはよくわかりました。観光に配慮したですから、やはり産業港湾部ともやらないとだめなのだというのはわかりましたので、これについては終わります。

◎除排雪作業の状況について

それから次の、「除排雪作業の状況について」の 1 ページですけれども、「市民の声について」で、排雪依頼が

増加しているということで、この検証資料は、たったこれだけしかないのですよね。これをもって何を質問しなさいというのかが、よくわからないのですけれども、これについては具体的な分析をやっている最中だという話でしたので、いつごろその資料をいただけるのか、お答えください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この地域総合除雪業務の除排雪作業の状況につきましては、市民の声と主に除排雪作業、除雪であったり排雪、その作業状況についてまとめたものでございます。その中で最初の市民の声につきましては、まだ今回まとめている部分、全体的な意味で除雪の依頼はここ数年間で減ってきており排雪の依頼は多くなっている、この程度の分析でございますけれども、今回はここの報告でございました。なるべく早い時期でこの市民の声に関する深い検証といたしますか、これ以上の検証につきましてはなるべく早い検証、分析を行って、報告したいと考えており、可能であれば今 6 月でございますので、7 月か 8 月の下旬までには何らかの形で資料を作成して、報告したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よろしく申し上げます。

◎雪堆積場の現状について

次に、「雪堆積場の現状について」という資料が出ました。1 ページ目ですけれども、平成 29 年度の最大受け入れ可能量は 290 万立方メートルということでした。下の表－1 で見ると、合計で 235 万 4,000 立方メートルということで、まだ少し余裕があるのかと思うのですが、それでよろしいですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この受け入れ最大可能量 290 万立方メートルでございますけれども、これにつきましては、各雪堆積場、特に海上での容量が気象状況であったり、融雪状況によって異なるために、容易に推定ができないものですから、4 ページの参考資料につけておりますが、平成 24 年度から 29 年度に、各雪堆積場で受け入れた受け入れ量の各雪捨て場の合計を足したものという形で、これを最大可能受け入れ量と想定しております。そういう意味で、平成 29 年度は約 235 万立方メートル受け入れておりますので、まだ過去の状況から見て、受け入れは可能であったと考えております。

○高橋（克幸）委員

今説明にありました参考資料 4 ページ目ですけれども、予算特別委員会でもいろいろと議論になっていました、この中央ふ頭基部の雪捨て場ですね。ここに集中しているという答弁でした。この表を見ると、平成 24 年が最大値なのです。ここまでは受け入れられるだろうという数字だと思いますけれども、それで、逆にこの中央ふ頭基部を抑えると、ほかに持って行くところがなかなか中心部にはないという話でしたけれども、この点については、今後の考え方は、どのように考えていきますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、高橋克幸委員からの質問にありましてとおり、市で開設している雪堆積場におきましては、中央ふ頭基部の雪処理場は圧倒的に多量を受け入れております。ここに関しましては、海上で処理するという形で、砂等もまじるようなこともありますし、またことしの 2 月におきましては、流雪防止柵が破損することによって、雪の塊が場外に流出し、小樽港、防波堤で囲まれている範囲の中でもかなりの雪の塊が、遠くは高島から反対側でいきますと小樽港マリナーの方面まで流出する事態がありましたので、海での処理は、なるべく抑えたいと考えております。ただ、これだけの量、最大で平成 24 年度は、180 万立方メートル程度入っておりますけれども、これを受け入れられる雪堆積場を一度に見つけること、またはここ数年のうちに見つけることは困難でありますので、この雪堆積場は重要な雪堆積場であるとは考えておりますが、それにしてもこの雪堆積場に集中しているものですから、市の考え方としては、ここの負担を軽減するために新たな雪堆積場、できれば中央地区に、しかも市民の皆様が入れられ

るような雪堆積場を開設して、なるべく負担軽減をしていきたいと考えております。

今回のこの資料の 2 ページ目の表-2 に示しているのですが、市民の皆様の受け入れを行っている雪堆積場、表には上から中央ふ頭基部、幸 1 丁目と全部で五つございますけれども、この中、それぞれ中央ふ頭からの距離を記載しております。一番近いところで幸 1 丁目であったり、祝津豊井浜があるのですが、これは中央ふ頭との単純な距離で 5 キロメートル、中央ふ頭に投げられる方が中央地区の方というふうに考えますと、5 キロメートルであっても、やはり幾つかの意見がございますけれども、少し遠過ぎる。やはり中央ふ頭を使いたいというような意見がございましたので、なるべく中央地区、できればこういうようなところに分散していただければいいのですが、なかなかそうもなりませんので、なるべく中央地区に雪堆積場、負担軽減の意味で開設したいというのが市の考えでございます。

○高橋（克幸）委員

次にいきます。

◎貸出ダンプ制度について

貸出ダンプ制度です。結論から言うと、抑制されているという感想です。市民の皆様からもそういう意見をいただいております。それで何点か確認しますけれども、平成 29 年度貸出ダンプで、2 回目を申請して市から拒否された、断られた件数は何件ありますか。

○（建設）雪対策第 2 課長

2 回目の申請を断った件数ですけれども、まず市から一方的に状況を判断して、2 回目の使用をお断りしますという形をとっているわけではなくて、現場の状況を市でパトロールして確認しまして、申請団体の皆様と直接、話をさせていただいて、実施の意向確認をさせていただきまして、その中でこれからの融雪の状況とか、天気、気温、あと道路幅、現状どのぐらい確保されているかということと話しながら、実施団体に利用をするかしないかということで意向確認を行っております。その中で、話をさせていただいた中で、利用団体から、それであればということで辞退といいますか、キャンセルさせていただいた団体数は 4 団体となっております。

○高橋（克幸）委員

何かよくわかりませんね。いいです、これはまた議論します。

もう 1 点、利用回数については検討を継続するという事ですから、今後また検討されると思いますけれども、作業の転回場の面積の検討を行うということでしたけれども、これは具体的にはどういう検討をこれから行うのですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

転回場の検討につきましては、現在必要な場合は 1 申請で 1 カ所ということで認めている状況であります。ただ、その広さについて、必要な最小限度の範囲ということでしか明記していないものですから、転回するに当たってどのぐらいの面積が妥当なのかという部分を含めまして、機械の転回する範囲、その辺をこれから検討していくという形になっております。

○高橋（克幸）委員

検討するのはいいのだけれども、具体的にどのように検討するのですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

具体的にといいますと、縦掛ける横の面積、何メートル掛ける何メートルが妥当なのかとか、その辺を含めて検討していきたいと思っております。

○（建設）松浦次長

今の転回場の広さについては話があったかと思いますが、現在、担当課長から答弁があったとおり、転回場の広さについてはどのぐらいが妥当なのかと、今、明記されていない状況にあります。それで、建設部が現在、

では 100 メートル掛ける 100 メートルの大きさでもいいのか、もしくは 10 メートル掛ける 10 メートルがいいのか。これについて全然明記されていないものですから、まず広さについて明記しようと考えています。その内容については、細い路線においては、特に中間部分などにおいて、積み込み機械が回転する場所が必要だということで、こういった場合には、まずは除雪機械が回転する、転回するのに必要な面積がどのぐらいなのか。もしくはそこでダンプで積み込む場合もございますので、積み込み 1 回とダンプが必要な広さ、これがどのぐらいになるかを算定して、これは今後明記していきたいと考えております。これらの点について、その広さについて検討しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

これについては、また、具体的に数字が出たら議論させていただきたいと思います。

◎空き家の解体助成事業について

それでは、次の質問ですけれども、空き家対策として空き家の解体助成事業が第 1 回定例会で報告がありました。現在までの状況について、具体的な数字も示していただいて報告をお願いします。

○（建設）山岸主幹

助成制度の申請状況についてなのですが、本年の 5 月 1 日から受け付けを開始しておりまして、現在までの申請状況についてなのですが、まず本申請の前段階でその空き家自体が近隣に悪影響を与えていて、かつ、住宅としての機能が失われているかどうかを判定する事前調査の申請がありまして、その事前調査の申請が 12 件であります。その 12 件のうち、物理的に補助対象と判定された空き家が 9 件です。それで、9 件のうち、現在まで補助申請を受け付けたのが 6 件となっております。

○高橋（克幸）委員

対象が 9 件で申請を受けたのが 6 件と、残り 3 件はどのようなになっていますか。

○（建設）山岸主幹

12 件のうちの 9 件ではなくて 9 件のうちの 6 件、残り 3 件ということです。まず、事前調査の結果通知をその申請者にお送りしまして、その後、補助対象者、申請者が、申請者のいろいろな要件があります、収入要件でしたり、あとは相続を証明する書類とか、そういういろいろな書類をそろえて、あと業者も決まっていなければならない、見積もりも必要、工程表も必要、その業者が市内の業者であることを証明するもの、また、申請者とその業者が市税を滞納していないとか、いろいろな書類をそろえてその上で本申請ができるものですから、残り 3 件についても今、書類をそろえている段階なのかと考えております。

○高橋（克幸）委員

ということは、残りの 3 件も申請されるだろうという認識でいいのですか。

○（建設）山岸主幹

申請はあるだろうと思っておりますが、それが補助対象になるかどうかの確認がありますので 9 件全てが補助対象として決定するかどうかはわかりませんが、少なくとも事前調査を申し込んできた方々ですので 9 件について申請があるものと思っております。

○高橋（克幸）委員

それで、ことしの予定数としては 10 件と伺っていますので、もしこの 3 件が決まるとあと 1 件しか残っていないという状況になります。本当はオーバーするくらい来るかと私は思っていたのですが、やはりハードルが高いのでしょうか。その辺の分析はしていますか。

○（建設）山岸主幹

そのハードルというのは、対象になるかどうかという条件でしょうか。やはり問い合わせ自体は、実は相談といえますか、相談そのものはもう 50 件近く来ています。それで、そのハードルという部分に関して言いますと、やは

り物理的に近隣に迷惑をかけているようなぼろぼろの状態、さらに住宅としての機能が失われているというこの事前調査の部分、その事前調査に至る前にお話を聞いた段階で、「いや、まだ住んでいるのだけれども、近々空き家になるのだけれども」とか、あと、「この間まで住んでいてまだそんなに傷んではいないのだけれども、壊したいので助成を使えませんか」というような問い合わせは結構多いです。ですので、そういう意味ではハードルは高いのですけれども、ただ、我々、何でもかんでも補助をするというわけではなくて、やはり危険な状態のものを解体するのにお手伝いしたいという目的で設けたものですので、そういう意味ではハードルとしては高くないと思っております。

○高橋（克幸）委員

まちづくりの観点から伺いますけれども、小樽市も含めて、いろいろな地域もそうですけれども、空き家が非常に問題になってきているとあります。ある地域では、例えば中心部に限定するとか一定程度の地域に限定して、要はまちづくりを促進するために使う方法もあるように聞いています。今後の考え方ですけれども、今すぐでなくてもいいのですが、小樽のまちをどのようにしていくかという絵姿を前提にしての話になると思いますけれども、そういう考え方もしていくべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部長

先ほど高橋克幸委員から富山市の話が少しあったと思うのですけれども、私もそれを調べていまして、どちらかと言えば富山市はもうはっきりしていて、書いているのを見ますと、その中心市街地の面積が市全体の 0.4%にしかすぎないのだけれども、要は固定資産税・都市計画税が 22.2%を占めているというような、だからこそ悪い言葉で言えば露骨にこういう対策を打っていると、市としての方針ははっきりしているのかというのを感じております。

今回、我々、この助成制度につきましては、あくまで危険空き家を何とかしたいという意味合いの中でこういう助成金の創設を行ったところでありまして、今、高橋克幸委員からありましたとおり、今後まちづくりの観点の中でこういう政策といいますか、利用につきましては、我々としても一つの課題としては認識をしております。ただ、今現在につきましては、今、始まったばかりなので、まずこの制度をきちんと充実させてやっていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

◎下水道の耐震化について

それでは最後ですが、下水道の耐震化について水道局に伺います。

実は、先日の大阪府北部地震があった後に何件か私に問い合わせが来しました。小樽市の水道は大丈夫なのですかというようなお話でした。これまでいろいろと議論してきた内容を、耐震化をずっと今やっていますよという話もさせていただきました。以前にも資料をもらっていましたので、この資料についてのことで質問をさせていただきたいと思っております。

上下水道ビジョンでは、要は、水源のもとから基幹病院までのところを計画的に耐震化を進めているのだという表現がありました。前にもいただいた資料で水道施設耐震化整備状況を、これは平成 28 年度末現在の数字をいただきました。確認なのですが、ここに低区配水池ということで、小樽市立病院、北海道社会事業協会小樽病院、北海道済生会小樽病院、小樽掖済会病院ということで基幹病院の四つが入っているわけです。この数字を見ると、耐震化計画延長が 1 万 5,852 メートル、整備済みが 1 万 1,633 メートル、整備率 73%、74%強、弱ということですか、思ったより進んでいるという状況です。聞きたいのは、では残りの 26%はどの辺の地域なのか、いつまでにこれが 100%になるのか、その予定を教えてくださいたいと思っております。

○（水道）管路維持課長

今、御指摘のありました基幹病院、四つの病院の残りの 26%程度なのですけれども、場所としましては、一つは現在ある低区配水池が入船小学校の下あたりにございます。その配水池の根元の部分が若干残っているのと、あと

は、そこから小樽市立病院までの間で国道 5 号の横断している部分が若干その付近で残っているということになるかと思います。あとは、もう一つは小樽市立病院から北海道済生会小樽病院までの間、若干、臨港線のあたりがまだ耐震化できていないかと現状ではなっています。

○高橋（克幸）委員

お願いだけ 1 点して終わりたいと思います。以前、この一覧表を出していただきました。要するに、基幹病院、それから避難所である小・中学校の配置してあるところの延長数と、それから計画に対する整備率を出していただいたのですが、これだと数字だけで、どこからどこまでできてどこからどこまでできていないかが全然わからないのです。なかなか難しい宿題だと思うのですが、小樽市の全体がわかるような、俯瞰できるような、そういうわかるような図面を何とかつくっていただけないかと思います。具体的なこういう数字をやりとりするのにイメージで議論しても、結局、聞いているほうもわからないし言っているほうもわからないし、お互いに共通認識できるものがあると非常にこれからやりやすい議論になるものですから、この辺をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○（水道）管路維持課長

その図面については、いろいろと建物とか道路とかわかりやすい部分がどうすればできるのかというのは少し研究をして、つくる方向で検討してまいりたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。なお、再開時刻は 15 時 35 分といたします。

休憩 午後 3 時 14 分

再開 午後 3 時 31 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎忍路防災について

それでは、早速、報告に沿った質問をしたいと思います。

最初に、忍路防災の事業の関係ですけれども、実は一般質問でも私は、質問をしまして、しつこく再質問もしていたのですが、6 月 6 日に小樽警察署と、それから小樽開発建設部、そして小樽市の生活安全課と地元の町会の役員などが現地に集まって話し合いをしてきました。たまたまきょう報告された主幹が参加できなかった、非常に残念だったのですけれども、この中で住民からいろいろな要望が出た、その中で、大きく分けて 5 項目ぐらい要望が出たと思うのです。これはむしろ生活安全課に関係するような、北海道公安委員会も関係があるのでそちらのほうが多かったのですが、きょうはその分野が違いますから、私は、この住民からの要望の中で建設所管に関係する項目について少し質問したいと思います。

それで、一つは国道の構造上の問題なのですが、新忍路トンネルから蘭島に向かう国道と旧忍路トンネルの出口部分との接点があります。このところが現状カーブになっているのですが、地元の住民の方から降雪前に直線に直してもらいたいと、冬になったらここに坂があるものですから危険だということで、そういう要望がありました。それで、それに対して小樽開発建設部では旧トンネル内を封鎖して補強が必要だと、その後の工事になる

というような回答だったのですけれども、先日、現地を拝見したところ旧トンネルに土砂を搬入しておりました。これは全部ではないと思いますけれども、降雪前に直線工事が行われるように感じたのですが、その辺、確認していただいていますか。

○（建設）近藤主幹

ただいま川畑委員から御質問のありました年内にというお話でありましたけれども、その件につきまして小樽開発建設部に確認したところ、当該箇所の工事につきましては早期完成に向けて工事を行っていきたいとは考えてはいるのですけれども、完成時期については現時点ではまだ未定であるという形で聞いてございます。ただし、年度内には間違いなく完成すると聞いているところでございます。

○川畑委員

年度内というのは来年 3 月なので、本当に雪が降る前に何とかしてもらうように重ねてお願いをしてもらえないだろうか、そのことをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、新たに住民の方から要望がありました。それは、国道 5 号と新忍路本通、要するに小樽市の道路、これも交差点があるのですが、この交差点のところが小樽から余市側に行くと、左手にバス停があるのです。左手に。そのバス停のあたり、歩道のところが砂利道なのです。地元の方々は高齢者が多いために砂利道を何とか早くやってもらえないかと、もしすぐに舗装ができないということであれば、例えば都市部で工事しているとゴムマットを引いて安全を確保していますよね、そういうことでもできないだろうかという要望があったのですが、その辺について要望は聞いていただいていますか。

○（建設）近藤主幹

今質問のありました、歩道のまだ舗装がかかっていない箇所につきましては、小樽開発建設部に確認したところ、7 月上旬に舗装をかけると聞いている状況でございます。

○川畑委員

7 月上旬ということはもうすぐです。その話を地元の方に報告すると喜ばれるのではないかと思いますので、ありがとうございます。忍路防災はそれくらいで終わりにします。

◎既存借上住宅制度について

それで、住宅問題で少し質問したいと思います。既存借上住宅制度については先ほども質問がありましたので、要点だけを質問したいと思います。

まず、新聞報道で今年度の住宅提供の募集に対して応募はなくて、7 月 2 日まで募集期間を延長したことは先ほどもわかりました。それで、現在ゼロだったという話も聞きました。今年度の住宅提供公募は相談が数件と新聞報道ではされているのですけれども、その相談とはどんな内容なのか知りたいのです。それともう一つ、募集期間を延長して応募見込みがあるという相談内容なのかどうか、その辺についてお知らせください。

○（建設）大門主幹

今、質問がありました関係で、まず相談の件数なのですけれども、本日、6 月 26 日現在で電話あるいは窓口への来庁等を合わせての相談が 5 件ございます。その 5 件の内容としましては、提供できる住戸が 3 戸しかないのだけれども、これでも対象となるかというのがありました。あと、一軒家の空き家ではだめかというものもありました。あと、まち中から外れるけれどもだめだろうかというものがあつたところでございます。現在までのそういう相談の中で応募見込みがある相談というのは来ていないという状況でございます。

○川畑委員

私は、この既存借上住宅制度について若干疑問を持っているところもあるので、少し質問したいと思うのです。既存借上住宅制度の見込みがない状態なわけですから、私は一般質問の中で、子育て世代を支援することを目的に既存借上住宅制度を推進しているわけなのですが、その前に市が保有する財産である市営住宅の空き住戸を積極

的に活用すべきだという質問をしているのです。この制度にこだわる理由は何なのか、それを説明していただきたいのです。

○（建設）大門主幹

こちらの既存借上住宅制度に関しましてですけれども、この制度をやっております趣旨、目的としましては、より利便性の高いまち中で、子育て世帯向けの市営住宅が不足しているという状況があると思われるため、この制度を推進いたしまして子育て世帯を援助していきたいというような目的でやっているところでございます。

○川畑委員

私は、これに疑問があるといっても反対しているわけではありませんけれども、ただ、その前に市営住宅を何とかすべきではないかと私は思っているのですよ。それで、今、市営住宅のエレベーター、古い建物はエレベーターがないところがたくさんありますよね。そのエレベーターのない空き住戸で、2016 年から 2018 年、要するに平成 28 年から 30 年、この 3 年間の市内全体と、そのうち塩谷の市営住宅、祝津の市営住宅の修繕の予定住戸数を各年の 4 月末現在で示してほしいと思います。

○（建設）大門主幹

平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間におけますそれぞれの年度の 4 月末現在でのエレベーターなしの市営住宅、これの市内の全体及びそのうちの塩谷及び祝津の修繕予定の関係ですけれども、まず平成 28 年の 4 月末で言いますと市内全体では 125 軒ありました。そのうち塩谷が 42 軒、また祝津は 49 軒となっております。平成 29 年の 4 月末では、市内全体で 151 軒、うち塩谷は 48 軒、同じくうち祝津は 57 軒。平成 30 年の 4 月末で言いますと市内全体では 190 軒ございまして、そのうち塩谷で 55 軒、また祝津で 73 軒となっております。

○川畑委員

それで、この空き家と空き住戸に関して、修繕状況を知りたいのです。同じくこの 3 年間で、市内全体と、先ほど言ったように塩谷、祝津、その修繕戸数を知らせてください。

○（建設）大門主幹

平成 27 年度から 29 年度の 3 年間、修繕の市営住宅の戸数なのですけれども、まず平成 27 年度は市内全体で 103 軒、うち塩谷が 9 軒、祝津が 19 軒。平成 28 年度で、市内全体で 87 軒、そのうち塩谷が 10 軒、また祝津は 5 軒。平成 29 年度、こちらは市内全体で 86 軒、そのうち塩谷が 9 軒、祝津が 12 軒です。

○川畑委員

それで、私もこれを調べて表をつくってみたのですけれども、市内全体の空き家戸数に対する市営住宅と祝津住宅の合算の空き戸数の割合を出してみました。それで、2016 年 4 月現在で約 72.8%、2017 年の 4 月では 69.54%、2018 年の 4 月では 67.37%で、3 カ年を平均しても市内全体の空き戸数の 69.53%、ほぼ 7 割なのです。それで、空き住戸に対して修繕した実績は、3 年間の累計で市内全体としては空き戸数の 466 戸に対して修繕戸数が 276 戸、これで 59.23%、約 6 割です。同じく 3 年間の累積で塩谷住宅と祝津住宅の空き戸数が 324 戸になるのですけれども、これに関して修繕実績戸数が 64 戸で、比率にすると 19.75%で約 2 割です。塩谷住宅と祝津住宅の修繕戸数が 64 戸で、市全体の 276 戸の 23.19%で約 4 分の 1 なのです。この市内全体の空き戸数の 7 割を占める塩谷住宅と祝津住宅が市内全体の修繕戸数の 2 割なわけで、疑問をもっと感じないかと私は思うのですが、その辺はいかがですか。

○（建設）大門主幹

修繕する空き住戸を決めるとき、どうしても公募における募集倍率、それを参考にしながら、あと市民の人気、そういう応募倍数とかによるそういうものを考慮してどうしても修繕する住戸を決めなければならないという状況もあるところでございます。そうした中では、確かに塩谷や祝津は、今、川畑委員が御指摘のとおり、割合としては低いのですけれども、ただ、毎年一定数の修繕は確保して実施しているとは考えているところでございます。

○川畑委員

一般質問でも、その中の答弁で市営住宅の修繕は、住宅から撤去した後に新しく入居される方への修繕を行っているということでした。確かにまち中は応募者も多いと思うのですが、しかし塩谷や祝津の地域住民は市営住宅に空き家がありながら、入居したいと思った人がいてもどうして入居できないのかという率直な疑問を持っているのです。こういう疑問がどうしても私も残るのですが、この実態をどのように思っているか聞かせてください。

○（建設）大門主幹

今質問のありました入居したいと思っても入居できないという話なのですけれども、恐らくだと思えるのですけれども、市営住宅の募集、定期の募集と、あと随時募集というこの二つのパターンが塩谷住宅に関してはございます。定期募集は2月、4月、6月という偶数月に募集していて、随時募集はその名のとおり常という形なのですけれども、恐らく話としてあるのが、随時募集に係る物件につきましては、修繕が済むと即募集、それで入居者決定という流れでやっているところでございます。そうしますと、少し言葉は悪いですが早い者勝ちという状況があるわけでごさいます、そうすると申し込みのタイミングが合わないどうしても申し込みを受けても出せる物件がすぐにはないというケースが出てきているという状況もございます。今質問のありましたケースも、多分そういうことが一つあるのではないかと考えているところでございます。ただ、川畑委員からは、以前からこの塩谷住宅や祝津住宅の話はいろいろ意見をいただいているところで、状況も十分御存じだと思えるのですけれども、この塩谷住宅の定期募集につきましては、特に特定目的住宅に関しましては、何度募集をかけましてもなかなか定員まで埋まらないというので次回に持ち越しという状況が出ているという状況もあると認識しているところでございます。

○川畑委員

また、私の一般質問に対して建設部長に答えていただいたと思うのですが、まち中が人気があって入居希望もあって、どうしても入居希望の多いところを優先して修繕することになると、これはもう私もわかるのです。入りたい人がいればすぐ修繕し、もししていないのであればきちんとやっていきたいという答弁をいただいたのですけれども、現実には空き家修繕が済まないで募集されていないところにどのように応募すればいいのか少しわからないというのですが、その辺はどうですか。

○（建設）大門主幹

今答弁したのと少し同じような答弁になってしまうのですけれども、塩谷住宅、あと祝津住宅、定期募集を行っている中でなかなか募集の定員に達しないで次回に持ち越しになってというケースが多いという状況でございます。そういうところから、塩谷住宅や祝津住宅で空き修繕が進んでいないのであいている部屋がなくて募集されていないということではないのですけれども、ただ、先ほども答弁をしましており、塩谷住宅の中でも随時募集とかでは、やはりタイミングが合わなくて応募に即対応できていないというケースは出てきているというのは確かにあり得るのかとも思います。こういうケースがもし本当に起きているのであれば、随時募集では入居できないという方の話があって、その一方で定期募集では定員に達しないで空き住戸が出ているという、ある意味ミスマッチの状況が出ていることにもなってしまいますので、そういう状況がないのかというのは少し調べてみたいと考えております。

○川畑委員

地域の方からこういう意見もありました。修繕済みの空き家を用意することはできないのだろうか、そのように用意してくれれば、全部が全部でなくとも、例えば随時入れるようなところを常に毎月二つなり三つなりを用意しておいてもらうことはできないのだろうかという意見もあるのですが、その辺についてはどうですか。

○（建設）大門主幹

空き家の状態になっている住戸につきまして、先ほど数も報告させていただいたところでございますけれども、全ての修繕をかけていくのはなかなか予算的にも制約もあって少し厳しいという状況もあるところではございま

す。ただ、現在も修繕して居住が可能となる住戸につきましては、今後もしもできる限り修繕をかけまして公募にかけていきたいと考えているところでございます。

○川畑委員

これは私も塩谷住宅と祝津住宅が一番空いているのでそこを重点的に話を聞いているわけなのですが、必ずしも塩谷や祝津の住宅に限定されることではないだろうと思うのですが、それらについて入居希望者があればすぐ対応してもらえる体制をぜひつくっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）大門主幹

少し今の答弁と同じ答弁になってしまうようで申しわけないのですが、私どもといたしましてはあくまでも、予算的な制約ももちろんありますけれども、修繕で居住可能になると思われるものにつきましてはできる限り修繕をいたしまして公募にかけていくという所存でございます。

○川畑委員

では、よろしく申し上げます。

◎地域総合除雪の検証について

質問を変えたいと思います。地域総合除雪の検証について質問したいと思います。

先ほどの説明の中で、市民の声の表がありました。きょういただいた中であつたのですが、どうもこのグラフになっているもの、これが少し見にくいのですね。これは市民の説明会にそのまま出すものなのかどうか。それであれば、昨年のような年度ごとに件数を数字であらわしたほうがわかりやすいと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今回、報告させていただきました資料中にございました市民の声の件数についての各年のグラフ等でございますけれども、これにつきましては、ことし 7 月に第 1 回を予定しております市内に居住されている皆様に対する除雪懇談会で示す資料として採用するかどうかについては、今まだ決定してはおりません。ただ、もし市民の声のこのような推移を示すのであれば、今、川畑委員がおっしゃられたとおり、もう少し見やすい形で提示しなければならないと考えております。

○川畑委員

そうですね。こういうグラフで少し見にくいのですよね。ぜひ検討してください。

それから、市民の声で全体的に「除雪依頼」が減少している中で「排雪依頼」が増加という表現があります。この 1 ページ目です。2012 年度、すなわち平成 24 年度からの市民の声で、排雪依頼の推移は 2012 年度、平成 24 年度が 705 件、そして平成 25 年度が 712 件、26 年度が 498 件、27 年度が 430 件、そして 28 年度が 827 件、29 年度は 837 件と、2017 年度が最も多くなっているわけですが、平成 29 年度の市民の声が 2,535 件のうち排雪依頼が 837 件あって 33%を占めているわけです。それで、小樽市議会主催の市民と語る会の中でも除排雪問題に市民の意見が集中しているわけで、除雪だけでは緊急車両とか灯油の配達車などの車両が入れないのだと、だからぜひ排雪してもらわないと生活に支障を来すのだという意見もありました。雪対策課として、排雪依頼が増加しているという捉えではなくて、市民生活に対する影響を含めてどのように今このことについて受けとめているのか、意見を聞かせてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

今回、報告をさせていただきました資料の中にもありますとおり、平成 27 年度からいろいろと除排雪に関する新たな施策を行っておりますが、それ以前と比べて、除雪依頼であったり総合的に全体的な市民の皆様から寄せられる件数というのは減少傾向にある中、排雪依頼がふえているのは事実でございます。これにつきましては、率直に

市民の皆様が今の排雪について不満を持たれているという、これを市民の寄せられた声のみで検証することは無理ですけれども、そういうような一つの要因になっていると考えております。その中にはどのようなことがあるのかということにつきましては、同じ報告資料の中に平成 29 年度の除排雪作業の状況というところでまず「排雪作業について」のところでも書いておりますが、一つの要因といたしましては、排雪延長が大きいステーションにおいて排雪作業のおくれが少し生じているという事実もございます。当然そのような排雪延長が大きいステーションに関してはおくれが生じているのと同時に、市民の皆様から寄せられている排雪依頼、苦情の件数も多いというのが事実でございますので、こちら辺のところの一つのポイントかということ、今の時点で何ができるかはわかりませんが課題意識は持っております。

また、平成 29 年度のこの状況がどうだったかということにつきましては、詳しい分析はまだできていないのですが、同じ平成 27 年度以降の 3 カ年で比べますと、1 月の下旬の時点でこの排雪依頼というのが 29 年度は約 190 件でした。28 年度はどうだったかというと 410 件、27 年度はどうだったかというと 330 件、これはこの時点では、過去 2 年、特に 27 年度は皆様も御存じのとおり雪がかなり少なかったという印象、28 年度も降雪量は同じなので、印象としては多いとしてもそれに比べても少なかったような状況になっておりました。ただ、それが 2 月の中旬になりますと、29 年度は 530 件ぐらい、28 年度が 620 件、29 年度が大体 440 件、まだこれは 27 年度よりは多いけれども 28 年度よりは少ない状況でした。それが 3 月の中旬になるとどうかと言うと、29 年度が約 810 件、28 年度が 790 件、27 年度が 490 件という形で、完全に 3 月の中旬の段階で市民の件数がこの 3 年間の中で一番多いような状況になりました。これは何かと言いますと、1 月下旬から 3 月上旬を挟みまして 2 月のとき、これに関しては通常でいきますと雪が後半になってくると解けるような状況なのですけれども、寒くて雪が残っていたような状況もありました。そのとき、除排雪作業におきまして貸出ダンプも含めまして最盛期であったというところがあります。この最盛期のときに、ふだんであれば融雪が進む中、融雪が進まなかったという状況も含まれていると考えておりますので、このような作業のおくれであったり、もともとの排雪路線延長の差であったり、気象状況、このようなものがかみ合わさって 29 年度に関してはかなり多くの排雪依頼に関する市民の声が寄せられたものと考えております。

○川畑委員

いや、今、雪対策第 1 課長から、いろいろと答弁をいただいたのだけれども、私が聞きたいのは、排雪依頼が平成 29 年度に飛び跳ねてふえたのだと、そのことに対してどのように思っているのかということを知りたいのです。

○（建設）雪対策第 1 課長

これは先ほどの答弁の最初の部分と繰り返しになると思うのですがすけれども、排雪に関して市民の皆様、これ一つでははかれませんが、一つの要因として不満を持たれているという形になっていると考えております。

○川畑委員

何度も繰り返してもしょうがないのですがすけれども、要するに市民の皆様は、物すごくやはり除雪ではなくて排雪をしてくれという要望が強いわけで、それに対して具体的にどう対処していくかということが雪対策課の一番の使命だと思っているのです。だから、その辺をどう進めていくのかを知りたいのです。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪というのは除雪に比べて作業単価が高いということもございまして。しかしながら、排雪はある時期がたちますとそれ以上しなければ道路交通等に支障を来しますので、しなければいけないと考えております。そのようなことを総合しまして、市の考えとしましては、まず除雪をできるだけして、それで除雪ができないような状況、もしくは交通安全上、支障が生じるような状態になったときに排雪を行うという一連の排雪に至る手順、これについて進めていきたいとは考えております。ただ、その中で、平成 27 年度、28 年度などいろいろな施策をやっていますが、今、交差点での雪山が高いという、それで見づらいということもございましたので、それにつきましては交

差点の雪山処理を強化する箇所、限定的ではございますけれども、それについて作業を進めてきたところであり、また、それにおいても議会議論の中で学校周辺とかはどうかのだろう、そのようなこともありますので、そのようなところをまた、現状で足りないところについての交差点の雪山処理の強化をさらに進めていくなど、また、排雪におきましては適切な時期に排雪できるようなこと、それにつきましては先ほど答弁をしましたけれども、現状のステーション体制における排雪路線延長が長いところについての市民の皆様からの要望の声が多いということであったり、排雪におくれが生じているということもございますので、そこら辺のところも含めて今年度どうするかは、これから検討していきたいと考えております。

○川畑委員

◎除雪費の不足額の対応について

この議論をやっていると時間がなくてしょうがないと思うのですが、この後の除雪費の不足額の対応と関連がありますので、そちらで少し質問していきたいと思えます。

この除雪費の不足額の対応について、充当財源は土木費の道路橋りょう費、そして道路新設改良費から流用したと伺っているのですが、道路新設改良費の中のどこの部分から流用されたのか示してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 29 年度の除雪費でございますけれども、これにつきましては約 4,370 万円の不足額、これは第 3 回定例会で補正予算を計上した後のことでございますけれども不足額が生じたので、これにつきましては土木費、土木橋りょう費、道路新設改良費の中から目間流用を行っております。さらにこれのどこの部分かと言いますと、節になりますけれども工事請負費になります。これは何の工事請負費かと言いますと、ロードヒーティングの改良費、その部分の工事請負費から流用しているということでございます。

○川畑委員

今回の流用金額は、先ほどの答弁にあったように約 4,370 万円、実際には 4,373 万 2,000 円となっているのですが、流用する限度額を幾らに設定している、幾らまでなら流用すると考えているのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

流用するか補正するかということだったので、その限度額は特に定めておりません。今回の場合どうしてこのような形に流用ということを選択したかということでございますけれども、これにつきましては、今回、不足額が生じた主な要因といたしましては地域総合除雪業務、七つのステーション業務の契約金額、委託料でございます。主に排雪量を当初予算時は 34 万立方メートルを見込んでいたのが 40 万立方メートルになったりとか、雪堆積場の管理業務、雪堆積場の管理する上での委託料であったり、ロードヒーティングの電気代という形になりまして、少し年度末に向けて詳細な不足額を算定するために第 1 回定例会で補正予算を計上することができなかったという形で、厳密な不足額を計算するために時間を要したということでございます。

また、どの時点であれば補正額ということなのですが、額が数億円になると当然補正額になりますし、また、第 1 回定例会が開催されていまして 3 月の下旬の時点ではこの除雪費が執行率約 9 割程度でございましたので、その時点で予算が不足しているのであれば当然それは、もしくはもうぎりぎりであれば当然補正しなければならなかったのですが、今回はそのような理由で年度末に流用するというので、予算措置の方法を選択したところでございます。

○川畑委員

課長、悪いのだけれども、簡潔にわかりやすく言っていただけませんか。そちらの専門的な言葉でしゃべられても、なかなかこちらでも理解するのが難しいですから。

それで、私は一般質問の中でも、先ほどからここを出したのだけれども、滑りどめに利用した砂の回収は路面清掃業務の予算費として路面清掃及び側溝しゅんせつ等の予算で計上されているわけだと聞いています。2018 年度の

路面清掃及び側溝しゅんせつ等の予算は 5,596 万 3,000 円計上されております。この項目の支出費用の実績では、要するにその砂の回収、これは人力清掃で 1,260 万円、そして機械の清掃で 1,052 万円、このように伺っております。合わせてみると 2,312 万円になるのです。先ほど言ったように、一般質問で私は、砂回収費は除雪費用で見るべきだと主張してきているのです。その立場で見ると、除排雪費用は今回の流用額と合わせると 6,685 万 2,000 円になるのです、単純な計算でいくと。これはもうやはり大金だと思うのです。だから、流用を先に考えるのではなくて補正予算を組んで、もし補正予算が残ったらそれは残ったでいいではないですか。そうしないと市民が安心して除雪を頼めないのですよ。そこを考えてほしいのです。いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、二つの質問がございました、除雪費と砂の回収の費用、合わせて 6,680 万円程度になるということでございますけれども、これにつきましては除雪費においては平成 29 年度予算、砂の回収におきましては平成 30 年度予算で合わせることができませんので、これについてのコメントについては差し控えさせていただきたいと思います。

また、除雪費の部分ですけれども、多目に額をとって補正予算をした上で不用なものについては 3 月末で不用額として残すという提案ですけれども、それも予算措置の一つの方法ではあると思うのですけれども、小樽市の中で厳しい財源の中で除雪費の予算をつけていただいておりますので、まずは現行の組んである除雪費の中で業務をしていきたいという考えがあったことも含めて平成 29 年度の除雪費につきましては流用を行ったところでございますので、今、川畑委員が提案された方法を否定するものではございません。

○川畑委員

私は、3 月で年度が変わるので予算は別だと、予算管理で砂の回収は 4 月以降のことになるのだという話だと思うのですけれども、それはわかります。けれどもそういうことだっただけに先に予測して計上すればいいわけだから、ということは、そこで予算がもう 2 年にわたったらだめだということにはならないと思うのです。

それで、やはりその除雪に必要な費用については基本的には補正予算で組むべきだと、流用すべきではないというのが私の主張です。これは、先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、今後このことを、補正を考えないでまた流用することを考えているのであればそれはやめてほしいと思います。

それで、私は、基本的に予算を抑え込むために、先ほどの除排雪を抑え込むことで予算内に抑えようとしてそこに圧力をかけたというか、そういうことにしているのではないのかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然平成 29 年度におきましても他の年度と同様、決められた予算の中で執行できる、その範囲の中で執行できるような努力はしておりますけれども、絶対超えないという、当然、今年度も昨年度も、29 年度も 28 年度も除雪費予算は決められた予算を超えておりますので、そのような何が何でも抑え込まなければいけないというような考えで除排雪作業を執行していたということはございません。

○川畑委員

私から見るとそのように見えるのですよね。だって、市民からは排雪してほしいという要望が上がっているのに、それをしないで予算内におさめようとしているのではないですか。だから必要な、特に小樽に住んでいる人方は雪対策が生活の中で一番大事なことなのですよね。そこに予算が若干オーバーしたって誰も市が悪いなんて言いませんよ。その辺どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

予算の執行に関しまして、繰り返しになりますけれども、決められた予算の中でまずやる必要があると考えております。その中で、気象状況等を含めて予算がかかる場合については補正なり流用という形で必要な予算措置をとっていくというのが除雪も含めて市の予算の考え方だと考えております。

過去なのですけれども、昨年度、平成 29 年度におきましては約 15 億円程度の予算、決算見込みでございます。

それが 10 年前はどうだったかと言いますと、平成 20 年度では約 9 億円の予算でございました。この 10 年間、気象状況も違いますけれども、5 億円もしくは 6 億円の予算がもう増大しているという事実もございますので、一定程度予算の中で執行していくことを考えなければ除雪費だけ青天井のように上がっていく、それをするということも市の考えとしてはできないことでございますので、必要な予算の中で適切な予算執行をしていきたいと考えております。

○川畑委員

私の言っていることを誤解しないでくださいよ。青天井で予算を使っていいなんて私は言っていませんからね。そうではないのです。やはり必要なものを使って抑えるところを抑えなければならないということを、わかりますよ、それは。ただ、市民の、例えば排雪をしてほしいという要望にどう応えるかということが、今大事なところだと思うのですよ。だから、そのことを誤解しないでいただきたいと思います。特に今、それについての答弁は必要ありません。

◎貸出ダンプ制度について

それでは、貸出ダンプ制度について質問したいと思います。

貸出ダンプについて、実はこの 3 年間、具体的に言うと平成 28 年度から 30 年度に向けて、私、どのように見直しをしているのかと表をつくってみたのです。そうしたら、いや、私もこういう表を今度お願いしようかと思っているのです、こうすると一番わかりやすいのです。何を改悪して市民が困っているかということ、これを見たらすぐわかりますよ。これは私が特別につくったものではなくて、建設部の今までやってこられた中身、それを簡単に表につくっただけです。それは、簡単に言いますと、平成 28 年度は集合住宅の敷地内通路だとか、それから雪堆積場の排雪を対象外にしてみました。そして、実施日数を 5 日から 3 日に減らしました。そして、対象道路を幅員 4 メートル以上の通り抜け可能道路から積み込み機械が操作できる道路に変えてきました。この 4 項目を変えてきたのです。見直ししたのです。見直しと言ったら格好いいのですけれどもね。29 年度には申込書の提出は利用団体に限定すると変えました。そして、幅員 8 メートル以上の道路は排雪幅を 8 メートルに限定した、そして除雪第 2 種路線は排雪対象外にしているのです。4 点目には、利用回数については同一箇所 1 回とすることを検討するというように 4 項目を 29 年度に提案しているのです。そして 30 年度、2018 年度は、これらに加えて新たな検討も加えようとしているのです。その一つは、利用回数は同一箇所 1 回に検討を進めると、継続して進めると、そしてダンプトラックの配車方法をより効果的な配車方法にするということを検討する。三つ目には、転回場の作業範囲の面積を検討する。この項目で市民の要望に基づいて見直しした項目はどれですか。もしそういうものがあつたら示してください。

○（建設）雪対策第 2 課長

貸出ダンプの制度の見直しに関してですけれども、市民の要望で見直しをかけたという部分もあるのですけれども、いろいろな項目の見直し、利用の事業費が年々増加していったという経緯の中でどうしても見直しが必要だということで、平成 27 年度、28 年度から徐々に利用の項目に制限をかけてきまして、いろいろな要素を考慮して検討してきている次第であります。

○川畑委員

私は、雪対策第 2 課長を責めるつもりはありません。要するに、今、予算がないから抑えたいという気持ちなのだと思うのです。だから先ほどの議論に戻るのですよ。私は、だからそういう意味で今回の転回場の面積を検討する、これなどは何を考えているのですかと私は言いたいのですよ。今たった 1 カ所しか認めていないでしょう、それも今度、範囲を狭めるとか、恐らく狭めることでしょう、そういうことをしては市民の要望に反しているのだということを私は言いたいのです。だからそういう検討はやめてください、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

それから、私は言いたいことはまだたくさんあるのですけれども、これくらいにしますけれども、要するに第7次小樽市総合計画で「誰もが生き生きと健やかに暮らせるまち」、そして「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」、そういうことを示しているのですよね。この方針に反するのではないかと思うのですが、建設部長、どうですか。

○建設部長

方針に反しているのではないかということにつきまして、全体的に少し答弁をさせていただきますと、今、川畑委員がおっしゃるとおりに、本当に市民の要望なりという部分が今のこの除雪体制がなかなか要望に答えられていないところはあるのではないかという部分は感じております。ただ、先ほど貸出ダンプの件、少し話があったのですけれども、我々は主導的に制度を変えておりますけれども、例えば日数の短縮とかという部分につきましては、それは実態に合わせて我々が見直しをしたことであって、決して実態に合っていない形に制度の見直しをしたわけではありません。例えば、先ほど申請者を町会にしたという部分につきましても、要は全部が全部というわけではないのですけれども、実際に町会が貸出ダンプの利用を把握していないような実態もあったというのも少し聞いております。こういう制度の趣旨を鑑みますと、やはりきちんと町会の方々に理解をしていただいて、わかった上で制度を利用させていただきたいということもありましたので、そういった形で制度の見直しをしております。ただ、そういった意味の中で例えば利用者に不便をかけているところがあるのであれば、それは我々としてもしっかり話を聞いていかなければいけないかと思っております。ただ、我々としましては、川畑委員は、予算のことなのかというふうに感じていると思いますけれども、それは否定は私ししません。私もそうだと思っております。実際にやはり貸出ダンプで過去に1億円を超えたという実態を踏まえますと、制度の存続を考えますと、行政としてはこの制度をどういった形で存続させていかなければいけないのか、決してこの制度自体を否定しているわけではありませんので、これをどうにかうまく市民との協働事業と位置づけてと思っておりますので、やはり協働事業なので我々と市民の理解もあってこそその事業と考えておりますので、そういった部分ではなかなか制度をこれから見直しする中に当たっても、決して我々がそういう市民の利用者の意見を聞かないということではなくて、きちんとそういった意見も理解をいただきながら、この制度をどういった形で存続させていかなければいけないのかといった部分については、我々も日々少しこれから検討していく必要があるのではないかと思っております。

ただ、説明の繰り返しになりますけれども、決して我々はこの制度をなくしたいと思っております、何とか維持をしたいと。けれども、市の財政といった点を考えたときに、どのぐらいの規模がいいものかという部分でやはり制度の見直しは必要なのかと考えております。ただ、制度の見直しにつきましてもしっかりと市民に、利用者に説明をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

○委員長

石田博一委員に移します。

○石田委員

◎除雪グレーダーについて

それでは、私も報告を聞いてということで1点だけ聞きます。先ほど少し、私が聞き間違えたかもしれないのですけれども、今回除雪グレーダーを1台購入するという報告、雪対策第2課長からいただきましたけれども、そのときの説明の中に「小樽市に除雪グレーダーはないものですから」と聞こえたのですけれども、事実ですか。

○（建設）雪対策第2課長

「小樽市には」と言ったということなのですが、小樽市役所には」というつもりで言ったのですけれど

も、言い方が少しおかしかったのかもしれないです。

○石田委員

小樽市と小樽市役所とどういうふうに区別しているのですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

小樽市全体というわけではなく、小樽市役所で所有している除雪グレーダーはということです。

○委員長

どなたかきちんと整理して発言をお願いします。

○（建設）松浦次長

今、答弁をしましたのは、小樽市役所が除雪機械として所有しているものという意味でございます。ですから、小樽市内の業者がということではなくて、小樽市として所有している除雪機械として除雪グレーダーを所有していないという意味でございます。

○石田委員

ということは、除雪グレーダーは全て業者の持ち物ということでいいのですか。では、今回初めて除雪グレーダーを小樽市として買うということによろしいのですか。

○（建設）松浦次長

除雪グレーダーにつきましては、以前、平成 25 年度までは除雪グレーダーを所有しておりましたけれども、それまでは機械が壊れていまして使用できていない状況でございまして、平成 29 年にスクラップという形の中で売却したということで、現在においては除雪グレーダーを所有していないということでございます。

○石田委員

それで、1 点、昨年というか、平成 29 年度の除排雪のときに、先ほどどこだったか、がたがた路面の補正がありました。平成 29 年度地域総合除雪の検証のところですね。これ、私は、何度か雪対策課に言っていたことがあるのですけれども、公園通線、ちょうど国道を挟んで市民会館までの間と、それから国道から水天宮までというか、国道より市民会館側というのは除雪第 2 ステーションだと思うのです。水天宮側というのは除雪第 6 ステーションなのです。ここは除雪グレーダー路線ですかどうですかとお聞きしたことがあったら、そのときにはグレーダー路線ですという答弁をいただいております。しかしながら、現実、物すごいがたがた、もうとんでもないひどい状態であったと。これについて、私の勝手な想像ですけれども、グレーダー路線であるにもかかわらず業者からは入っていますという報告も受けているという答弁をもらっています。しかしながら、除雪グレーダーが入ればあのような状態になるわけがないのですよ。だから、タイヤドーザーとかで処理をしていた。つまり何が言いたいかと言うと、同じ距離であればグレーダーであれば単価が高いのです。ところが、タイヤドーザーとかでやった場合は単価の低いもので処理している。でも、実際にでき上がりがあれだけがたがたでしたから、私は、変だと思ってそれを質問したことがあったのですけれども、この現実はどのように捉えていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

グレーダーとタイヤドーザーの単価比較につきましては、手元に資料がないのですが、感覚で答弁させていただいて申しわけないのですけれども、グレーダーのほうが単価自体は安いのかというような感覚は持っております。また、いずれにいたしましても、石田委員が指摘のように路線として悪い路線があるということ、具体的な例示をされて示されておりますので、この点につきましては、今年度についてはきちんとやるようにパトロール等も強化いたしますし、受託した業者にもその路線について問題があるという旨は伝えていきたいと考えております。

○石田委員

そのようによろしく願いいたします。

◎構内除雪について

それでは、今回は構内除雪について少し質問をさせていただきます。

契約管財課で管理しているのですけれども、除雪業務の登録業者というものがあまして、道路除雪、そして構内除雪、それぞれに約 40 社ほどの登録が今あります。そして、その登録自体、登録をするという行為自体に大変手間がかかる、そしてまた必要な講習とかも事前に受けなければならないとか幾つかの少し面倒なハードルがありまして、登録業者になるにも一苦労しているという現状があります。昨年からその登録要件がある程度緩和されているのですけれども、業者からは登録するだけでも容易ではないということをよく聞いております。しかし、そのように苦労してせっかく登録しても、いろいろなところの除雪、いわゆる地域総合除雪以外の除雪というのも各部で発注する部分でいろいろあるのですね。それに対して入札の案内すらもらったことがないという声を聞いてきました。要するに、前回の建設常任委員会でも私は、質問をさせていただきましたけれども、今、全道的にも、小樽市も例に漏れないのですが、やはり人材難ということがありまして従業員もなかなか集まってこない、それから各社とも従業員数を確保するのが大変という状況が続いているわけで、それであれば作業能力を維持するにはやはり社数をふやしていくしかないのではないかというような質問を前回させていただきました。小樽市もそのようなことで登録要件を緩和して、より多くの業者に参加していただきたいということで進めていると思うのですが、そんな状態のときに入札案内ももらえないという状況では、はっきり言って、既に登録してもらっている業者であっても再登録する意欲までなくなってしまうということで抜けていってしまうという現実もあるのではないかと。ですから、やはりこういうことも踏まえて、これから私は、質問をさせていただきたいのです。

まず、ここ 3 年ぐらいの推移でお答えいただきたいのですが、一体その登録業者、構内除雪、道路除雪とあるのですけれども、それぞれ何件くらいふえて何件くらい減って、結局は最終的には何件かをお聞きいたします。

○（建設）庶務課長

指名競争入札の参加資格者名簿の構内除雪と、それから道路除雪の登録数でございますけれども、平成 27 年度から 29 年の 12 月時点の登録数で言いますと、構内除雪につきましては、平成 27 年度は 42 社、28 年度も 42 社、29 年度は 45 社ということで、27 年度に比べて 3 社ふえているという状況になっています。それと、道路除雪につきましては、同じく 27 年度につきましては 38 社、28 年度については 39 社、29 年度については 40 社ということで、こちらは 27 年度に比べて 2 社ふえているという形になっています。

○（水道）総務課長

水道局におきましては契約自体が市とは別に公営企業管理者が行うことになるのですが、水道局の小樽市水道局契約規定の中で指名競争入札の参加資格者名簿につきましては小樽市長が作成する名簿を用いるといったような規定がございますので、水道局といたしましても登録業者数の変化は市と同じになることを少し申し添えさせていただきますと思います。

○石田委員

これだけ見るとほとんど変わっていないのですけれども、単純に言うと順調にふえていっているように見えるのですが、実際には 5 社ふえたのだけれども 4 社減ったとか、そんな形で 1 社ふえた、2 社ふえたという感じになっているはずなのです。やはりせっかく登録していても、先ほど言ったように入札案内がもらえないのではもう登録していてもしょうがないというので、だから現実には 1 社ずつ順調にふえてきたのではなくて 5 社ふえては 4 社減るみたいな、そのようなことだったと思うのです。

◎除雪業務全般について

では、質問を変えます。地域総合除雪とは別に先ほど言いました各部から発注されるさまざまな除雪業務があると思うのですけれども、とりあえずいろいろな部がありますけれども、これは建設常任委員会なので建設部と水道局でそれぞれどのような場所があるのか示してください。

○（建設）大門主幹

建設部の関係で、市営住宅の除雪業務ということで三つの業務があります。まず一つ目が銭函地区の市営住宅の除排雪、それから二つ目が中央地区の市営住宅の除排雪、それから三つ目としまして塩谷・オタモイ地区の市営住宅除排雪、以上の三つの業務が建設部ではございます。

○（水道）総務課長

水道局におきましていわゆる構内除雪の契約を行っている場所についてですが、平成 29 年度では、水道局本庁舎構内、天神浄水場構内、天神送水ポンプ所構内、奥沢資材庫前、豊倉浄水場構内、銭函浄水場構内、樽川排水ポンプ所構内、余市川水源地構内の 8 カ所になります。

○石田委員

結構たくさんあるんですね。水道局と建設部だけでもこれだけありますけれども、私が調べたところによるともう相当あるのです、40 カ所以上あるのです。ほかの部のことはいいとしまして、当然これは入札でやっていると思うのですが、金額の大きいもの、これはたしか私がお聞きしたところによると、50 万円がちょうど境目になっていて、50 万円以下については随意契約とか見積もり合わせとかそういう形でやっているようですけれども、やはり金額の大きいもの、これは当然入札という形をとっているはずですが、これは一応、一般競争入札なのか指名競争入札なのか、それぞれでお答えください。

○（建設）大門主幹

先ほど答弁をいたしました市営住宅の 3 本の除雪業務なのですけれども、このうち二つにつきましては指名競争入札になっておまして、残りの一つにつきましては、質問のありました 50 万円以下で見積もり合わせによりまして業者を決めているというところでございます。

○（水道）総務課長

先ほど答弁申し上げたもののうち、入札の対象となる当初の予定金額が 50 万円を超えるものにつきましては水道局本庁舎構内除排雪業務の 1 件でございまして、他の 7 件は 50 万円以下となります。水道局本庁舎の除排雪につきましましては指名競争入札を行う予定でありましたが、入札の参加希望者が 1 社しかいなかったため、結果として随意契約を行っているという状況にございます。

○石田委員

今の答弁に質問をいたします。指名競争入札をする予定でありましたが希望するところが 1 社しかなかったという事は、一応全部に声をかけたという解釈でよろしいですか。

○（水道）総務課長

本件入札につきましては、指名競争入札を行うという方向で指名競争入札参加資格者名簿に登録されております全社に入札参加の意向調査を行いました。結果といたしまして、参加を希望された会社が 1 社しかございませんでした。そのため、本業務を履行できる業者は 1 社しかないといったことから、随意契約を行ったという経過でございます。

○石田委員

それでは、水道局はこの件に関してはいいのですが、建設部にお聞きします。要するに、登録業者はやはり 40 社くらいあるはずなので、なぜ全てに指名をしていなかったのかを説明してください。

○（建設）大門主幹

市営住宅の除排雪業務につきまして、なぜ全ての業者に案内していないかという質問なのですけれども、市営住宅の除排雪に関しましては指名登録業者の中の 5 社に対して入札への参加をお願いしていたというところでございますけれども、この理由としましては、市営住宅の付近に除排雪の作業機械を保有していて、それで早朝や緊急時の除排雪に対応可能な業者という条件でこの 5 社を選んで指名していたところでございます。

○石田委員

ということは、その作業現場から近いところをピックアップして、声かけをしていたということによろしいですか。

○（建設）大門主幹

そのように解釈してもらって結構でございます。

○石田委員

一応、冒頭でも述べましたけれども、業者の方というのは、金額にもよりますけれども、やはりそれなりの金額のものは業者の方にとっても魅力的でありまして、とりたいたなれば結構いろいろと努力されるわけです。それを、結局は入札案内を待っているにもかかわらず声がかからない、そのようなことにつながっていてやはりそういう苦情が出てくる。要するに、作業現場から遠いとか近いとかそれは関係ないことで、例えば作業機械をそばに置かなければならないというのは業者の方は幾らでも工夫されるわけで、そこまで小樽市が気を使う問題ではないと私は思うのです。それよりも、せっかく業者をふやそうとやっているときに入札案内も来ないようで、これでは登録していてもしょうがないねと抜けていってしまうことのほうが私は怖くて、それを改善していただく、そのようなことは考えてもらえないのか。これは建設部にのみお聞きします。見解をお願いいたします。

○（建設）大門主幹

ただいまの質問ですけれども、先ほど水道局からの報告で、水道局としては登録業者全社にまず案内をしているという答弁があったところでございます。一方、答弁にありますとおり、私どもは指名登録ということで5社にしか案内を確かに出していないというところがありますので、ただ、そういうところで全社に案内だけでもまず最低限出すべきではないかという話かと思えますけれども、今、水道局の答弁を含めまして、少しどういう形がいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

○石田委員

ここに資料をいただいているのですけれども、結局その指名競争入札でやっているのですけれども、この入札結果が地域総合除雪とよく似ているのですけれども、これは毎年同じ業者でやっていて、しかも同じところが落としていて、しかも落とすところだけ札を入れてほかは辞退みたいな、こういう入札の仕方も私は、本当にこのようにいいのかと思うのですけれども、これについてはどうお考えですか。

○（建設）大門主幹

まず、指名された業者同士がお互いに指名されたことというのは私どもでは一切伝えてはおりませんので、お互いが知っているということはないとは思っているところでございます。ただ、そうした中で、質問にありましたとおり、私どもでやっております市営住宅の除雪業務、これは5社指名なのですけれども、実際は1社しか参加していないという実態があったところございまして、そうした中で、結果的に確かに、やり方としてはもちろん指名競争入札というやり方自体に問題はないと思うのですけれども、結果として1社しかないという、確かにそれも事実でございます。そういう中で、先ほども答弁をしましたとおり、ことしの冬のやり方につきましては、先ほどの水道局のやり方も参考にさせていただきながら、どのやり方が一番いいか考えていきたいと思えます。

○石田委員

そういうことで、少なくともやはり特定の業者ばかりに案内を出すのではなくて全ての業者に出していただく、これをぜひ基本的にやっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 43 分

再開 午後 5 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○川畑委員

それでは、討論します。

日本共産党は、継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について、陳情第 20 号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について、陳情第 21 号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についての採択を求め、討論します。

陳情第 4 号は、その内容は、一部の側溝が道路より高くなり、雪解け水や雨水が側溝に流れず居住敷地内に流れ込み、庭や道路に泥水がたまり居住者や歩行者及び通行者が困難な状態になり側溝を改修してほしいというものでした。陳情の実現に当たって、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することは困難であることは理解されて、当面の応急措置として雪解け後にはオーバーレイなどが施されることを受け入れております。2016 年 5 月にはオーバーレイなどを施す舗装工事が行われました。陳情者は、その後の状況を見て判断することとしておりました。その後は、舗装前の状況が起きていないことから、陳情者は近隣住民とも話し合い今後の対応を決めたいとのことでした。陳情を採択して結論をお待ちすることといたします。

陳情第 10 号も、除排雪の課題が解決されておらず、引き続き陳情を採択します。

陳情第 20 号、これは第 1 項目・2 項目・4 項目についてはほぼ陳情が実現しており、第 3 項目については市民生活の安全・安心にかかわる課題であり採択とします。

陳情第 21 号は、陳情理由のとおり、塩谷及びオタモイ 3 丁目の住民にとって切実な要望であり、採択といたします。

委員各位には陳情の趣旨を御理解いただいて採択をお願いしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、委員長において継続調査の可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は継続審査に賛成と裁決いたします。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 10 号、陳情第 20 号第 3 項目及び陳情第 21 号について、一括採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情第 13 号及び所管事務の調査は継続審査と、陳情第 20 号第 1 項目、第 2 項目及び第 4 項目は採択とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。